

平成25年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年3月18日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 益 塚 敏  
書 記 高 久 晴 三  
書 記 鷺 見 良 子

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君  
市 民 部 長 土 屋 幸 三 君  
健 康 福 祉 部 長 三 谷 正 治 君  
経 済 部 長 高 橋 光 男 君  
建 設 水 道 部 長 長 内 和 明 君  
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君  
市 立 総 合 病 院 長 松 島 佳 寿 夫 君  
市 務 部 長  
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君  
市 務 局 長  
営 業 戦 略 室 長 湯 浅 俊 春 君  
上 下 水 道 室 長 石 橋 正 裕 君  
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君  
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（19名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員  
副 議 長 14番 佐 藤 勝 議員  
1 番 川 村 幸 栄 議員  
2 番 奥 村 英 俊 議員  
3 番 上 松 直 美 議員  
4 番 大 石 健 二 議員  
5 番 山 田 典 幸 議員  
6 番 川 口 京 二 議員  
7 番 植 松 正 一 議員  
8 番 竹 中 憲 之 議員  
9 番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 葉 子

○議長（黒井 徹議員） 14番、佐藤勝議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐藤 靖 議員

11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

G I S（地理情報システム）による情報の共有化について外1件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） おはようございます。議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目2点について質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1点目のG I S、地理情報システムによる情報の共有化について質問いたします。G I S、ジオグラフィック・インフォメーション・システムとは、地理情報システムのことで、地理的位置を手がかりに位置に関する情報を持ったデータ、空間データを総合的に管理、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。全国の自治体では、G I Sもしくは類似のシステムが導入されていますが、本来の活用とはほど遠い現状にあります。このシステムのメリットは、既存のシステムデータをそのまま流用可能で、統合化G I Sの拡張性の高さは言うまでもありません。情報の共有化による業務の効率化、政策判断の基準、または戦略的な政

策立案に活用する有効な手段と考えます。地図上の視覚的情報を的確にわかりやすく表示する各層、レイヤーごとの情報を重ね合わせることによる総合的なデータ構築にすぐれていること、必要なデータを絞り込んで簡単に視覚的に表示することが容易であること、操作性や拡張性に富んだシステムだと考えます。情報の共有化による行政の見える化の推進、既存システムの有効利用、地図情報の低価格化、情報ネットワークの既存システムとの整合性を考えても統合型G I Sの導入に向けてしっかりとした方向性を出し、情報システムの有効活用を進めることが行政改革の核となると考えます。ハード的な構築は一切必要なく、データベースがあるものについてはデータの整備も必要ない。ソフトの導入によりすぐ利用可能であるメリットを最大限に生かせるものと考えます。住基システム、防災ハザードマップ、防犯情報、要援護者情報、道路管理情報、観光情報、さまざまな情報をセキュリティー管理し、情報の共有化を推進すべきではないでしょうか。

まず1点目に、名寄市におけるG I Sの現状についてお聞かせください。

2点目、政策判断の基準としての標準化について、優先順位の客観性、説明責任の観点からお聞かせください。

3点目、名寄市における統合型G I Sの導入と可能性についてお聞かせください。

最後に、4点目、情報の共有化による行政の見える化について市民の合意形成と協働参画の観点からお聞かせください。

次に、大項目2点目、地域コミュニティの再生について質問してみたいと思います。地域の問題を地域住民で解決の方法を考え、そこに行政がどのようにサポートしていくか、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティのパラダイムシフトがどのように進み、新しいコミュニティのあり方を考えねばなりません。自由と安心のバランスを求める時代であり、人のつながりも変

化している現状で、ある一定のかかわりを持ちながら安心を保障してくれることを望む世代がふえているのも現実であります。今までのような深いつながりを余り持たず、安心する居場所をじっくりと時間をかけてのんびりと求めている人がいることを何となく感じるところであります。最近コミュニティデザインという言葉が聞かれます。人々のかかわりやアクティビティ、活動をデザインすることをいうそうです。あくまでソフト面でのデザインをコミュニティの中で実践しているコミュニティデザイナーと言われる人々が全国で先進的なコミュニティ活動の仕掛人として活躍しています。名寄市においても新しい観点に立って、新しいコミュニティの拠点をどのようにプロデュースするか問われているところだと思います。

以上の観点から、1点目に名寄市における地域コミュニティの現状と課題についてお聞かせください。

2点目に、新しい取り組みと方向性についてお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。上松議員からは、大項目2点にわたる質問をいただきました。まず、GIS、地理情報システムによる情報の共有化についてであります。名寄市における地理情報システムは現在3つの部署でそれぞれ個別のGISを活用しております。まず、農務課では平成16年から農業者が所有する農地や作付状況などの情報を地理情報システムで管理しており、同じく農業委員会でも地理情報を基本とした農家台帳システムを稼働させております。これは、旧風連町が構築したシステムとなっております。また、税務課でも同システムを補助的に活用し、家屋や土地の評価業務に活用しております。さらに、この3業務とは別に庁舎内ネットワークで運用されている地理情報システムがありま

す。これは、住宅地図を基本としたGISで、全職員がそれぞれの業務で汎用的に利用をしております。

次に、政策判断の基準としての標準化についてありますが、GISの大きな特徴としましては、デジタル地図上にさまざまな情報を重ね合わせることが可能で、これをもとに資料の視覚化を行い、業務分析や進捗状況の確認など業務の効率化に有効であると考えております。また、政策決定の判断材料として、複数案の提示や比較など課題の評価が容易となり、とりわけ統合型GISではさまざまな分野の情報を共有することが可能なため、その中から政策判断に必要となる複数の情報を抜粋し、効率的に可視化ができるとされます。その一方で、政策判断には最新のデータが必要であり、データの収集や作成あるいはマッピング作業におくれが生じると判断材料の信憑性に欠くことが考えられますので、標準化という観点に立ちますとこの点についてしっかりとした横の連携と体制の整備が不可欠と考えます。

次に、統合型GISの導入と可能性についてありますが、統合型GISのメリットとしては1つ目に統合型GISは庁内横断的なシステムであることから、データの効率的利用と迅速な情報共有による行政事務の効率化と住民サービスの向上が図られると考えます。2つ目には、GISデータをインターネットなどで公開することで、市民への情報公開という観点でのサービスの向上が図られると考えます。3つ目には、さきの質問で申し上げましたとおり政策判断における活用が期待されるという点であります。一方のデメリットですが、GISアプリケーションの購入や地図データあるいは航空写真を市単独で整備するには大変大きな投資が必要となることが挙げられます。また、既存の紙ベースのデータを電子データに変換するなど作業量が膨大になることから、職員の負担増や業務委託等の財政負担が増大することも考えられます。また、導入の前にも稼働後の

潜在的なニーズを把握し、計画的な運用を行わなければ統合型のメリットを生かすことができず、個別システム化してしまい、過剰な投資となることも考えられます。今後名寄市における統合型GISの導入については、以上の点を踏まえるとともに各業務に対する必要性や各部署のニーズ、あるいは費用対効果も十分に勘案した上で導入の検討をする必要があると考えます。現時点では、各業務に対する必要性や各部署のニーズを把握しておりませんので、今後ニーズの把握や導入経費の調査などを行い、内部議論を進めてまいりたいと考えます。

次に、情報の共有化による行政の見える化についてであります。市民と行政との協働によるまちづくりを具現化するためには行政情報の提供と共有化が欠かせません。そのためには、さまざまな手段を用い、市民に対し情報収集の機会を提供することが必要です。とりわけインターネットを活用した情報提供は、スピーディーさと視覚に訴える見やすさを得意とすることから、情報の見える化を実現するにはすぐれた手段と考えております。GISからつくられる電子地理情報は、ホームページを通じて公開することができますので、文字情報を地図情報に変換して市民の皆さんに提供することは可能であると考えます。しかし、こうした情報提供に当たっては統合型GISの導入が前提となりまして、さらに各種の内容を作成し、更新するための体制づくり、さらには情報公開に係る基準の策定なども必要となります。今後導入に係るさまざまな課題を整理し、また先進的な事例も参考としながら対応を検討してまいります。

続きまして、大項目の2番目、地域コミュニティの再生についてであります。次に、地域コミュニティの現状と課題についてお答えをいたします。現在市内には82の町内会が組織されており、それぞれの町内会では安全、安心な住みよい地域を目指し、自主的に取り組んでいるところですが、近年は少子高齢化や生活様式、価値観の多

様化により地域の連帯感が薄れるなど新たな課題が発生をしております。昨年町内会連合会と合同で実施をしました町内会に関するアンケート調査の結果では、町内会への未加入者の増、行事への参加減少、役員のなり手がいないなどさまざまな課題が明らかとなっております。一方で、単位町内会では取り組みなくなった事業、町内会の枠を超えた活動を地域連絡協議会に求める御意見もいただいております。地域によって活動に温度差が生じている状況を活性化させることが課題となっております。

次に、新しい取り組みと方向性についてであります。市としましては歴史的に形成された地縁型の町内会をコミュニティーの基本と考えております。しかし、先ほど申し上げましたように町内会では取り組みが難しくなった事項や既存の枠を超えた活動など町内会活動の補完や新たな目的に取り組むことなどを地域連絡協議会の役割として期待をするものであります。このことから、町内会活動への支援はもとより、地域連絡協議会内における町内会などが複数集まった事業を支援の対象とするなど制度を拡充し、対応してまいりたいと考えております。また、目的や内容に応じましては、まちづくり推進事業でありますとか、各財団などによる支援事業も考えられるところでありますので、一層の周知に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 答弁ありがとうございました。再質問のほうに入りたいと思います。

GISというと何かぴんとこないという感覚で、私も1カ月ほど前にGISという言葉を変えて知ることになりまして、東京のほうに出向いて早稲田大学のゼミのほうに行きまして、シンポジウムに参加してまいりました。GISというものがまだまだ現状の中で、皆さんの中で、本当にどうものかということについて今回やっぱり私も勉強しながらやってきました。現状の中では、いろんな情

報システムが庁内で存在しております。しかし、もっとわかりやすく、もっとその情報をほかの課とかほかの部に共有しながら、何か違った形のもが見えてくるのではないかと。今情報システムの現状の中で運用していて、問題点とか課題というものがやっぱりあると思います。どのように情報システムの問題点を捉えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今お答えをしましたがけれども、情報の共有ですとか、それからまさに業務の効率化、またそれらをしっかり市民の皆さんにお伝えをする、いわゆる市民の皆さんに情報を提供するという面では非常にわかりやすい情報のあり方だというふうに考えておりますけれども、現状お話ししましたとおり、個別の対応にまだおさまっていると。なかなか私どもも情報の共有の仕方に余りなれておりませんで、それぞれの業務で一定程度効果は出して活用はされておりますけれども、一方共有をするという考え方に立ちますと、さまざまなレイヤーの組み込みが必要になってくるということもありまして、費用の面からも実は少し尻込みをしているという状況もございますので、今後さまざまな活用、先進的な事例もあるという御指摘もいただきましたので、そこについてはしっかり研究をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 問題点とかいろいろあると思いますけれども、先進的な事例ということではちょっとお話ししたいのですけれども、あるまちというか、糸魚川市における事例なのですけれども、街路灯の設置についてどのように判断してやっているかという、これはGISに基づいて地図上に街路灯の位置とか不審者出没位置、こども110番の家、防犯パトロールのルート、注意看板の設置位置、24時間営業の店舗等、ビジュアルというか、見えるようにして地図上に全てイ

ンプットされている。それによって市民の皆様のこういうところにつけてほしいという要望を受ける。そのときにこの情報に従って、今現在優先順位はこのようになっていきますというきっちりとした政策判断に基づいた、根拠に基づいた対応がなされていると。そして、優先順位はその場所では低いという説明とか、または優先順位が一番になりますという説明をきっちりとできる。まさにGIS化によって行政の見える化がそこにあり、そして行政の説明責任と政策判断が人がかわることによって変わるのではなくて、担当者がかわる、首長がかわる、課長がかわるのではなくて1つの判断基準が1つに出てくると。GIS化によって、すばらしい事例だと思います。また、高齢者の雪おろしの対策としてもこのGISを使っている。いろんなことに使っておりました。災害弱者の救出、救助についてもこのGISを使って地図をただの地図ではなくてやはり有効に働く情報としていろんな人に共有してもらって、庁内だけではなくて市民の皆様といろんな関係者の人たちに情報を共有化することによって、今何をすべきかということも瞬時に判断できる。ある自治体では、被災証明の発行に50倍の効率化を達成したというところがありました。50倍の効率ってどういうことなのか。すばらしいと思います。ということは、GIS化を推進してきたちはやっぱり防災に強いまちということになると思います。私たちもやっぱりそういう防災意識に基づいたGIS化の推進と庁内の連携の強化による行政の見える化を推進していくためにも、ただ問題だ、問題がいっぱいあるではなくて、どうやってGIS化に取り組んでいくかが必要だと思います。この件についてちょっとまたよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘いただきましたように、さまざまなメリットがあるということも私どもも一定程度理解をするということでもありますけれども、なかなか体制の整備含めて課

題が多いということをもた改めて申し上げなければなりません。御指摘のあった一つの例として、例えば一つの事業をどう進捗状況になっているかということを含めて市民の皆さんに情報提供すると。そういったことで一定程度政策判断の状況なりがしっかり市民の皆さんに周知をされるということであれば、相当わかりやすい情報の提供になるだろうというふうに考えておりますけれども、ただしかしながら災害情報等におけるものについては、特に緊急性を要するもの、ある意味リアルタイムで情報を発信しなければいけないという、そんな形になるのだろうと思います。そうすると、実際情報を更新する私どもの体制づくりというものをしっかり考えてやっていかないと。1つは費用の面、さまざまありますけれども、そういった総合的な費用対効果を含めて検討するべきというふうに考えておりますので、これは決して研究をしないということではありません。まさに時代に合った情報の提供のあり方は議員おっしゃるとおりでありますから、その辺はしっかり先進事例を含めて研究をさせてもらいたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） GIS化によって結構経費がかかるというふうに先ほども言っていたみたいですが、私の認識としてはGIS化によって経費というのは、10年も15年も前からGIS化というのが取り沙汰されておまして、技術的な進歩とか、パソコンとか、コンピューターの情報の処理能力の速さとか、いろんな変化によって今ソフトウェアの価格もかなりリーズナブルになってきている。それと、既存のエクセルのデータをそのままずっと利用できる。まさに今使っているシステムを無駄にするのではなくて、今あるシステムを有効に推進していく意味でもGIS化が必要だということなのです。GIS化によって何ができるかというと、やっぱり先般の大雪のときにもあったと思うのですけれども、道路

情報を共有化してられないという現状があります。国、道、市町村のもっと密な道路情報を共有化して、きちっと道路の管理をできれば、9人の皆様の犠牲が無駄にならないのではないかと。ああいう事例をもとに今現在自治体ができる道路の管理情報をGIS化しているかということなのです。GIS化していないというふうに、先ほどの答弁からいうと道路管理も除雪にしても整備にしても見える形で、どこまで進捗しているかもわかる、やっぱりきちっとした道路管理システムをGIS化によって防災も含めてやるべきでないかというふうに思います。この件について答弁お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今まさにおっしゃったとおりでありまして、国はさまざまな形で道路情報を発信をしております。災害時における通行どめ等の箇所がある意味リアルタイムに見られるような形にもなっております。そういう意味では、国道関係は随分進んでおります。しかしながら、御指摘のとおり国は進んでおりますけれども、北海道、道道でありますとか、市道の状況がある意味リンクをされていないということでありまして、まさに市は特に手作業でさまざまな道路情報を市民の皆さんに提供せざるを得ないという、まだまだちょっと寂しい状況というのがございます。まさに必要性については十分理解をしておまして、今後国と北海道、そして市のさまざまな道路情報なりをあわせて災害情報なりがどういう形でリンクをしてある程度情報として出し得るのかというところは、まだまだ私ども国から、もしくは北海道のほうから具体的なそういう考え方なりのすり合わせというのも行った事例がないわけでありまして、今後1つ研究するテーマとしてぜひ考えてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） ぜひもうGIS化というか、せつかく3つの部署で3つの個別GISが

運用されていて、それをなぜ統合化に向けて進めていかないか。やっぱり垂直のラインでしか考えていないのではないか。各部の垂直のライン、もっと横の水平のラインでつながりを深めていって、隣の部の人、隣の課の人がどういう仕事をどのようにやっているかも逆に見えるのではないかと。私は、ただ問題はあっても、やっぱりメリット。デメリットよりもメリットが多いと思います。デメリットは、本当に少しのデメリットしかないと思います。デメリットのうちの航空写真を撮ったりとか、既存の地図を電子化するのにお金がかかったりとか、財政、そういう問題言っていますけれども、航空写真等にしても国土交通省のほうからダウンロードできるものもあるし、または今かなりグーグルとか、いろんなものを使ってコストダウンができる。地図情報についてもまさに今すぐやろうと思ったらできることなのです。例えばグーグルのマップを利用しながら、自分たちの必要な情報をそこにピンドロップしていく。ピンドロップしておけば、そこに情報がちゃんと見える化になる。その情報をどうやって使うかは、やはりどうやって使うかという目的によって変わってきますけれども、簡単に今はもうとにかくお金かけなくてもできるやり方、GIS化というものがあると思います。だから、とにかく低コストでできるGIS化、まず各部にGIS化を検討してみてください。その点でどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 1つは、費用が随分低く抑えられるような、そんな汎用のさまざまな地図情報も含めてあるという御指摘もちょっといただいております。ただ、現状それぞれ3つの部で活用しています地図、特に農業用のさまざまな情報を入れた農務課でつくっているシステムがございまして、実は今年度中山間地図情報システムのデータ更新を行いまして、改めて航空写真等を撮り直したということがあります。この内容につきましては、それぞれの土地における傾斜

地、どのぐらいの角度をもった傾斜地なのかとか、そういったものをしっかり地図上で色分けをして、土地の利活用に活用すると。そういう内容になっておりますけれども、これ航空写真撮るだけで実は2,000万円以上の費用がかかっていると。個別それぞれの部署で活用されているシステムは、単独の機能をより特化しようという形で、やっぱり結構お金をかけて更新をしているという事情がありまして、なかなかそういったものをしっかり連携をとって同じような形で活用できるかということ、一定程度これは1つは使い方の問題もあるでしょうけれども、この辺につきましてはしっかり研究をする必要があるということでありまして。

それから、グーグル等含めて無償で使える地図情報の提供システムもございまして、まずはこれをどういう形で活用していくのかという1つ概念的なものをしっかり私ども持たないと、なかなか活用には至らないということがありますので、やはり統合型の地図情報システムをしっかりと活用するという。こういった理念で活用していくかという、まさに方針づけのところから始めないといけないということもありますので、この辺につきましてはしっかり研究を含めて庁内で対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） まさに航空写真を各部署で撮るのでなくて、まず農務のほうで使うのであればその航空写真をもう名寄市全体が使える。情報の共有化、それによってコストダウンが図れるという考えなのです。GISというのは、まさに各ばらばらでやっている仕事を一つにまとめて、無駄な作業とか、無駄な仕事を省きましょうと。そして、そこに見える仕事。行政が見える。そして、いろんな災害時に緊急時にでもデータがスムーズに利用できるということだと思います。まさに防災についてもやっぱりもっとGIS化もやっていくべきだと思いますし、レーザーの測量とか、いろんな面でコストがかかる部分も出てくると思

います。さまざまなデメリットもあると思いますが、けれども、きっちりとした方向性と何でGISが必要なのかということのをいま一度考えてもらって、市長のほうに答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今総務部長大分いろいろなさまざまな検討も含めてということで答弁させていただきましたがけれども、実はGIS、地図情報をコンピューター化したものを使って行政に生かしたというのは、平成元年ごろに横浜市と神戸市で家屋がないのに固定資産税がかかっていると。それがたくさんありましたので、課税体系の根幹を揺るがすものだとということで、一気に総務省が普通交付税の算定のところに地図情報システムを使った固定資産の台帳の整備と。それと、毎年毎年写真を撮って現地確認作業をとということで始まった経過があります。その後消防の住宅情報関係とか、さまざまところに防災、消防も含めて使われるようになったというふうに考えています。たまたま名寄市は、その以前から農業関係で水田の形が大規模化することによって、航空写真を使って状況の把握なんかに使ったものについてもそれを税務課で使ったりとか、それぞれ企画のほうで使ったりということで、まちづくりの観点からでもペーパー情報、写真情報だったのだけれども、使ってきた経過もあります。今なぜかという、コストの関係につきますと大都市であればさまざまな検討をして複合的にうまく使うということが可能なのですけれども、名寄市の場合については毎年飛行機を飛ばして固定資産の家屋の荒廃状況とか新築状況とか増築状況とかということを確認するだけのコストをかけた割にはメリットが少ないという、こういう状況でもあります。この辺できるだけコストの安い地図情報システムをどのように構築をして利用するかについては、さまざまな検討が必要だということにつきましては、総務省今述べましたけれども、平成元年から一定の期間がたっていることによりまして、それ

にかわるような仕事の仕方が既に構築をされていて有効活用しているという部分もあります。それと、先ほど農務課の撮った写真については税務課のほうにもうまく連動させるような形の作業も進めておりますので、できるだけ無駄にしない。それから、名寄市においては大都市がするほど業務の効率化については難しいという側面がありますけれども、防災の観点からでいうともう少し上手な活用の仕方とか、市民の命、財産を守るためにもう少し有効な活用とコストの低減ができないか、この辺については先ほど総務部長が述べましたようにしっかり先進事例につきましても検証しながら、できるだけ有効活用とコスト削減に努めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） ありがとうございます。

GIS化というのは、既存システムをやっぱり有効に使えるということだと思うのです。今までのやっているいろんな先進的な取り組みも情報処理として今もう電子化されていると思います、庁内においても。それをただ、今のままではなくてGIS化できるのか。GIS化しなくてもそのままいいという場合もあると思います。しかし、GIS化によってもっともっと効率的に業務が推進したり、市民の人たちにわかりやすいシステムになるのではないかというふうに思います。既存システムを有効に生かしながらGIS化というのがやっぱり大事だと思います。政策判断の基準というのは何かということなのですが、客観的なデータに基づいて、ただのエクセルの台帳みたいのをただ見せられてではなくて、やっぱりもうちょっとビジュアル的に簡単に、簡潔に説明できるものがあれば本当に理解しやすいと。客観的なデータに基づく独自の政策判断をちゃんと立案しながら、判断基準はそこにあるのだというふうなものにもなっていくと思います。人がかわったり、担当者がかわったりしてやり方が変わるといいうものではなくて、きちっとしたデータに基づく



誰でもわかるような情報を管理するという形では、GIS化がもうベターだと私は思います。そして、進化するシステムだというふうに思います。ただ、一回つくったものがそのままではなくて、自分たちが使いやすいように改修もできるし、カスタマイズもできるというふうに聞いています。そして、行政情報の提供のツール、オープングバナンスというか、開かれた行政をきちっとやる意味でもGIS化というものがやっぱり大事になっていくと思いますので、ぜひただの地図ということではなくて、今持っているデータが地図になったときにどういうだけの効果が発揮できるかという意識改革を職員の皆さん、または幹部の皆さんもまずしてもらいたいと思います。そのためには、GISというものは何なのかとか、GIS化によってどのようなことができるかということをもっともって勉強会とか、そういうものを開いて、研修制度とかも使ってやっぱり今の業務のデメリットとメリットを洗い出して、できること、できないことをきっちりとやってもらいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） これまでも地図情報につきましては、さまざまな形で利用させていただいておりますので、なぜそれが統合型にうまくいかないかについては、複層型にすることによってデータの保守管理にかなり時間がかかるということもありまして、コストも相当かかります。これからも従前も政策判断については必ず写真情報とかについてコンサルのほうからいろんな提供してもらったり、内部にある航空写真図等を使いながらさまざまな政策判断もしておりますので、職員のほうにつきましては一定のそれを使っての政策判断とか政策立案とかについてはやっているつもりをしております。ただ、そここのところを全ての市民の皆さん方に見ていただくような状況になっているかという、そこはコストの関係とか使い方のことも含めてそこまでは至っていないのではないかなと思っておりますので、統合型になっ

ているか、なっていないかは別にしましても、そういう写真情報、地図情報等については利活用させていただいておりますので、今議員のおっしゃるとおり一定程度職員研修も日常的に使っているセクションとそうでないセクションもありますので、さまざまな活用方法について職員のほうにもしっかり周知をしてまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） よろしく願いいたします。

GIS化したとすると。そうすると、情報のアップデートについてやっぱり問題が出てくるというふうに当初から言われていますけれども、いわゆる地図情報でありますから、引っ越ししたとか、そこに入ってきたとか、情報がいろいろ変わってきます。住民基本台帳をもとにいろんな情報がリンクしながら、そこにやはり自動的にアップデートできるような方法もあるのではないかと思います。そのためにもやはり横の情報の共有化、各部署がデータを共有化することによっての業務の効率化が図られると思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私は、資産税時代に地番図の中に登記図面の家屋を全部1棟1棟入れまして、それに基づきまして現地確認をして家屋の評価をしたことがありました。その情報を市民課のほうに、ペーパー情報だったのですけれども、住民登録されるときにその情報を使っていました。それを先ほど扇谷部長言いましたように、戸籍、住民基本台帳のほうにも、そういう図面情報というのを今コンピューターで使っています、市民の皆さん方が、転入者が来たときにどこの何条何丁目というのはこの辺なのですよとかいうことの住民サービスも実は既にやっておりますので、既存のあるものについては市民の皆さんについても有効活用してもらえるように、わかりやすい住民サービスをするための一つのツールとして使って

いる事例もありますので、これから農地情報とかにつきましては農業委員会とか林務とかさまざまな場所で住民の皆さん方の相談業務にも使っておりますので、それら一層よりわかりやすい、使いやすいシステムのほうに構築してまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） すごく今やっていることも前からやっていることも理解できるのですが、やはりもっと積極的なワンストップサービスに向けて何ができるかということです。やっぱり一つの課に行って、うちではないからこちらに行ってください、こちらではないからこちらへ行ってくださいというのではなくて、一つの部署に行ったらそこでぼんと用を足せるというか、そういうメリットというのも絶対GIS化には出てくると思います。そして、まさに行政というもの、国でも道でも市町村でも同じ、いわゆる申請主義というか、申請しなければ全ての許可もおらないのですけれども、やはりもっと積極的な行政にチャレンジする意味でも、情報があればあなたはこういう法律に基づいて今回こういう手当てが受けられますという、申請しなくてもできるような方向づけもできると思います。これは、今国でやっています共通番号、背番号制の導入にもやっぱりかかわってくると思います。ワンストップサービス、積極的な行政を可能にするという、一つの一人一人が持っている権利をきっちりと保障する意味でも情報をきっちりと共有化して有効に使っていく。それがまさにGISだと思いますので、名寄市には道北、上川北部の中心市の役割を担って、GIS化によっていろんなさまざまな情報を各市町村とも共有しながら、先進的な取り組みに結びつけてほしいと思います。これでGISについては終わります。

続きまして、地域コミュニティの再生について移りたいと思います。地域コミュニティの再生というと何か漠然としているのですけれども、

要は町内会の活動とか地域の活動が今まさに少子高齢化の中でいろんな問題を含めて問題を持っていると。今私思うのは、地域コミュニティというのが昔と今では変化しているというふうに思います。地縁型コミュニティという言葉と、もう一個、テーマ型コミュニティというのがあります。地縁型というのは、従来の町内活動とか自治会の活動、子供会の活動なのですけれども、テーマ型というのはまさに町内を超えた枠組み、地域全体とか、地域外から入ってきた人たちの参加によるある目的を持ったコミュニティなのです。それがどのように今社会が変化しているかというふうに考えると、やはり両方のいい面を生かしながらやっていかなければだめだと思います。地縁型には地縁型のいいところもあるし、テーマ型にはテーマ型のいいところもあります。それをどのようにコーディネートをしていくかというのが大事なところだと思いますので、そういう意味でもやっぱりフィールドワークとか調査に基づいた客観的なデータを出して行って、その地域にはどれだけの老人がいるのか、どれだけの子供がいるかということもデータ上きちんと捉えて、その中でどういうコミュニティが大事なのかということが出てくると思いますけれども、客観的なデータとか、そういう収集とか調査というのは行われているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほども答弁いたしましたとおり、なかなか町内会活動も課題が多いという現状がこの間アンケート調査なりで明らかになっております。そして、枠を超えて、ある意味単一の町内会ではなかなかもう取り組みが難しいというものについては、この間何回も議会でもお話をさせていただいておりますけれども、いわゆる地域連絡協議会、これを何とか活用しながら、やはりコミュニケーションの醸成を図っていかないかという取り組みをしてきております。現状私どもは、1つは地縁型のこれまでのコミュニティ

一組織を重視してきたという経緯がありまして、議員御指摘のテーマ型の新たなコミュニティの醸成の仕方もあるというお話もいただきました。テーマ型のコミュニティに関しては、私どもなかなかこの間手をかけてきたということが実はございませんで、いろんな情報を見ますと確かに都会のほうではさまざまな新しい取り組みがなされているということがありますので、この件に関してはしっかり私どもも研究をして、今後の私どもの名寄における新しいコミュニティのあり方を含めてぜひ研究をしてまいりたいというふうに考えております。

それで、個々の町内会におけるさまざまな情報のデータの扱いについてでありますけれども、なかなか細かいところまで私ども行政として押さえているということではありません。必要に応じて町内会連合会含めて細かい情報はいただくという、そういう手はありますけれども、現状具体的な町内会の個人的なデータについてはちょっと押さえがなかなかできていないというのが現状であります。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 先ほどにちょっと戻るのでありますけれども、やっぱりそういった情報もGIS化しておけば簡単にわかるということだと思います。だから、やっぱり地域コミュニティのデータにしてもそういった客観的なデータに基づいてどういう政策が出されるかということも大事だと思います。

2番目に、ちょっともう一点について聞きます。今人々はどういうことを望んでいるかということなんですけれども、先ほども言ったように自由と安全のバランスってどういうふうに捉えているか、そしてコミュニティデザインをどのように行政としてサポートしていけばいいのかということをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） コミュニティにお

ける自由と安全の確保ということでしょうか。この間町内会では、いわゆる災害時における要支援の対応ですとか、実際防災上におけるさまざまな対応については町内会もしくは市全体の中で取り組んできた経過があるということでありまして。この間町内会では、隣組のいろんな、いわゆる連携含めて私どもの見えないところでもさまざまな助け合いが行われてきたという状況はあるというふうに押さえております。私どもの具体的な取り組みは、現状そういったところにまだおさまっているということでありまして。

それから、先ほど答弁をいたしましたデータの扱いでありますけれども、個別のデータの押さえは余りされていないという話をちょっとしましたけれども、私どもには住民情報が集まってきておりまして、福祉は福祉、それから住基情報等さまざまなデータがあることは確かでありますけれども、それをいわゆる具体的にコミュニティの醸成にかかわって活用しているというような状況にはなかなかないということでありまして。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。

自由と安全のバランスという観点というのは、私はこういうふうに思うのです。ある程度の人と人のつながりは、今距離を持ってつながりたいという人がふえていると思います。しかし、その中にはでも誰かとかかわりながら、ちょっとは自分の安全をどこで委ねるのか。だから、やっぱりある程度の距離を置いて、でもしっかりと安全の担保も欲しいという、そういう人がふえてきている。いわゆる地域の活動には参加は余りしたくないのだけれども、安心、安全は担保してほしいというような人々がやっぱりふえているのが現実だと思います。だから、そういう人たちがどのようにして地域コミュニティの中に入ってくるか。どうやって誘導するかということが大事だと思います。だから、余りにも型にはめないで、目的とかを決めないで、自由にちょっと参加していただき

いと。ちょっとお茶でも飲みましょうという形の中で、その中からいろんな意見とかアイデアが出てきて、そしてこれが地域のためになるのかとか、自分なりの考えを出したりとか、自分も何かこの地域の中に貢献できるのではないかという居場所が発見できると思うのです。そういう居場所をやはり自治体が、行政がどうやってつくっていくかという、サポートしてつくり上げるかということだと思います。だから、今実際には全国でコミュニティデザインということで注目されているコミュニティデザイナーという人たちがやっぱりいろんなワークショップや研修会みたいのを開いて、地域の問題を地域の皆さんで解決してくれと。それに対してオブザーバーみたくしてついていって、それ見守るような形で、そしてファシリテーションというか、いわゆるいろんな方向に、いい方向に誘導していくとか、そういう役目になっています。ただ、誘導する形をきちっと出すためにもソフト面でのデザインとか、やっぱりつながりとか活動支援のデザインをきちっと出していくことが大事だと思うのです。そのためには、リーダーの研修会とか、連合町内会でもよろしいですし、いろんな地域の集まりの中でそういった先進的な活動をしている人を呼んで、そこでどういうワークショップをやるかということだと思います。雪の問題もそうだと思います。みんなで話し合って、地域力で雪を解決したい。行政に全て委ねて、ただクレーム的な発言をするのではなくて、住民自身が責任を持ってこの問題をどうやって解決するか。それがまさにコミュニティデザインにかかわってくると思います。その件についてどのように考えているでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 確かに時代とともに町内会のコミュニティのあり方もある意味少しさま変わりをしているというところがあります。古い人間ばかりということではありませんけれども、新しいさまざまな考えの方がどんどん、どん

どん入られて、特に若い人方と、それからお年寄りの方の考え方の違いだとか、また運営方法一つとっても違いがあるのだろうというふうに思います。そういう意味では、やっぱり価値観が多様化しているということで、ある意味そういったものを受け入れながらコミュニティをつくっていくような、そんな時代に入っているのだろうと思います。一方では、少子高齢化が進んでおりまして、なかなか単一の町内会ではコミュニティの醸成が難しいというような状況もありまして、それで地域連絡協議会という、1つ枠を大きく広げながら新しい取り組みをしていこうと。議員御指摘の新たなコミュニティの考え方もその中で1ついろんな形が出てくるのではないかと、そんな期待が実はございます。まさにそういう期待を持ちながら、地域連絡協議会についてはぜひ新しいコミュニティのあり方について、何かしらのやっぱり展望なりをしっかりと持っていただければという期待もございます。実際に町内会連合会では、さまざまなコミュニティの研修会を行っておりまして、なかなか私どもでは1つ枠を飛び出すことができないような取り組みをされている先進的な事例もたくさんございます。そういった先進的な事例含めて、やはり研修会の中でもいろいろ勉強されているというふうに聞いております。そういった機会をしっかりと大事にして、またより多く持ちながら、やはり今後の名寄市における一番いいコミュニティのあり方というのをぜひ探していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） ぜひ地域連絡協議会をもとに新しいコミュニティのあり方を模索しながら、きちっと地域の問題は地域住民の皆さんの力で解決できるという方向に持ってってもらいたいと思います。

最後に、地域コミュニティの再質問について、地域と大学との連携についてちょっと質問したいと思います。先般私もちょっと東京のほうに行き

まして、港区の芝に行ってきました。そこでは、港区の補助メニューで昭和の地域力再発見事業というものをやっています。何かというと、地域の大学というと、芝というと三田なのです。三田というと慶應大学です。慶應大学の学生と地域の住民の皆様の協力に基づいて、こういうことです。子供たちが伸び伸びと遊び、お年寄りが安心して暮らせるような、人々がお互いに支え合うという関係をつくるために、一つのコミュニティー拠点、コミュニティーの発信拠点として芝の家というものを運営しておりました。この芝の家というものがどういうものかということ、地域地縁、いわゆる昭和30年代に隣近所の地縁のよかった時代に戻そうというような取り組みだそうです。そして、ただ違うのはそこに携わっている人は芝に住んでいない人もいました。いわゆる遠くから電車に乗って、ボランティアとして支えてくれる人、まさに先ほど言った地縁型とテーマ型のいわゆるコラボレーションと言ったらおかしいですけども、新しい形でのやっぱり取り組みだと思えます。名寄市においても名寄大学と連携しながら、この新しいコミュニティーの拠点として、一つの考え方の中で大学との連携の中で新しいコミュニティー拠点ができないものかということをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 名寄市立大学では、平成20年度に文部科学省が実施しております質の高い大学教育推進プログラムというのがございまして、このプログラムを活用しまして人口減少地域における人口減少地域の中心市街地を元気にする大学づくりを目指して、異世代交流と体験学習を軸とした教育改革の取り組みということで、この質の高い大学教育推進プログラムに申請を行った経過がございます。この申請の主な内容は、中心市街地の空き店舗を活用しまして異世代交流の場として整備を図り、本学の特色ある教育活動の拠点としようとしたものでございます。

高齢者、子供、それから障害のある方と学生との交流や体験活動学習を通じまして、本学の教育活動の特性をより高めようとしたものでございます。残念ながらこの申請した取り組みにつきましても、教育プログラムとしての未熟さもございまして、採択には至りませんでした。しかしながら、昨年9月に実施されました商店街あそびの広場では、名よせ通商店街、それからサンピラー商店街、それから名寄名店街をフィールドにいたしまして、この空き店舗や商店街の広場を活用いたしまして、短期大学部、それからこの3つの商店街、それからMOA美術館北の児童作品展実行委員会、ひまわりの絵コンクール実行委員会などの団体が協力をいたしまして、児童絵画の展覧会ですとか、人形劇、それから絵本の読み聞かせ、茶の湯の体験、生け花体験、それから昔遊びやパフォーマンスなど3日間にわたりまして交流活動を通じた商店街の活性化事業に取り組んだという経過がございます。地域コミュニティーの形成ということは、大学としてはそれを教育プログラムに組み込んでいくというのは少し難しい面もありますけれども、今後いろいろ多方面にわたりまして関係機関からの要請に応じまして協力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 再度ちょっとまとめていきたいと思えます。地域コミュニティー、本当に新しい形で大学と地域が連携した形の中で、新しいやっぱり発信拠点、中心街の空き店舗を利用した中で誰もが行けて、そこで弁当食ったり、いろんなこともできる、子育ての支援もできる、イベントもそこでやれるような、少し小さな形でもいいですから、新しい形での拠点をぜひ強く求めておきたいと思えます。

これで終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどからいろいろと貴

重なる御提言いただきまして、ありがとうございます。大学と地域の関係については、それぞれが高め合う仕掛けというのがやっぱり必要なのかなというふうにも思います。大学生にもそんなに負担をかけない。しかし、しっかりと地域の中に入って行って勉強ができるような、そして地域にも喜ばれる仕掛けというものを商店街やいろんな施設も含めて考えていきたいというふうに思います。

また、先ほどGISの関係で、いろいろこれも貴重な御提言をいただきました。情報を全て統合していくというのは、多分いろんなメリットも、しかしデメリットもあるのだと思いますが、データをしっかりと生かし、活用して、それを地図上に落とし込んで戦略的な政策に使っていくというのは全くそのとおりでありまして、今の地域のコミュニティの話にしても、町内会の人口動態のデータだとか高齢化率だとかのデータを色別に落とし込んで行って、わかりやすくその情報を地図上に落としていろんな戦略に使い込んでいくというのは非常に大事な提言だというふうに思いますので、ぜひこれはきょういただいた提言持ち帰って、できるところからしっかりとやっていきたいというふうに思いますので、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

雪対策（冬のみちづくりプラン）について外3件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしまいたいというふうに思います。

まず、大きい項目の1番目、雪対策、冬のみちづくりプランについてお尋ねをいたします。今年度異常気象、また低温のため降り積もった雪が解け切らず、積もった雪が道路に積もり、狭く、交通または安全対策に大変支障を来しております。ある札幌から転勤された方がこのように言われておりました。名寄は、除雪は本当にすばらしい除

雪をするのに、なぜ住民が雪を道路に捨てるのか。雪を出す人もいるし、自分の雪を向かいに出す方もいると。また、除雪を請け負っている業者がその除雪の雪を民地に置かず、道路に雪を押しつけていく。その道はS字に湾曲し、車や人間が通行に大変支障を来しております。この冬の除雪対策を取り巻く状況というのは、高齢社会の進展や除雪作業員の高齢化という担い手不足のため、建設業者の経営の縮小、また経営の体力の低下などの課題と市民ニーズの多様化など、社会環境の中で満足度の高い除雪体制を進めるためには、行政だけではなく、市民や企業との協働での取り組みが必要であると考えられております。雪対策は、現状の取り組みや体制やルールやマナーを広報または新聞でPR活動しております。また、業者には除雪ルールを降雪前に説明会を開催しておりますが、一部の関係者や関係業者がルール違反、マナーを必ずしも守らないのが現状であります。そのようなこともあり、名寄にも札幌市のように冬の市民生活のルールの確立が必要と思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

また、本年の雪の状況を見るに道路等に雪を出す行為をされないためにも、地域の雪は地域で、地域の処理を行うためにも雪投げ場の確保をする必要があると思われれます。例えば既存の公共用地の公園や使用されていない公共用地または民有地を利用して可能な限り拡大していくことはできないのでしょうか。札幌においても民有地の確保に向けて、土地所有者に対して優遇策を行っております。本市も民有地拡大のためにも優遇制度をつくり、各地域の土地を確保し、除雪体制を進める必要があると思われれますが、理事者の御見解をお願いいたします。

市民に対しても堆積スペースの確保や雪を踏み固めるなど敷地内、駐車場内、また庭先などに雪を処理する工夫や指導を進めることが必要と考えますし、建築確認申請時を活用して可能な限り敷地内の雪は敷地内で、自分の雪は敷地内で処理

するためにも堆雪スペースを確保し、市の除排雪助成で雪を投げる体制の仕組み等々の啓発が必要と思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

また、限られた予算や除雪車、除雪機械などで今後とも市民、行政が満足の高い雪対策を推進し、安定的に除排雪作業を実施するには、市民の除雪のルール、マナーの徹底も必要かと思われます。そのためにも雪対策の基本計画、早期の策定が必要と考えられますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2点目、障害者の自立のため、就労支援の取り組みについてお尋ねをいたします。障害者優先調達推進法が昨年8月に成立をいたしました。本年4月1日から施行されております。同法は、国や地方公共団体、独立行政法人に対し障害者が就労施設でつくった製品の購入や掃除など業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求められております。障害者優先調達推進法が4月1日から施行され、本市も就労施設等の受注機会の積極的な取り組みが必要と考えられますが、理事者の御見解をお願いいたします。

自治体は、障害者就労施設等々の受注機会の増大を図るために必要な措置を講ずるという今回の法の努力義務が課せられておられます。このことを実行するためにも、1つには物品の調達目標を定め、調達方法を策定し、公表しなければならない。2つには、その方針に即して調達を実施する。3つには、調達実績を取りまとめ、住民に公表することと法律で成立をされております。本市の目標、取り組みについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

現在国や北海道、市町村などの商品購入や業務委託に際し、競争入札による契約が原則になっております。民間企業に比べ競争力の弱い障害者就労施設が契約するのは大変厳しい実情であります

し、現状であります。また、施設や自宅で働く障害者がふえる一方、景気低迷により民間企業からの仕事依頼は減少しております。さらには、障害施設の発注が不安定であるため、行政からの安定した仕事を求められる声が国からも求められておりますし、障害施設からも求められております。各地方公共団体や独立行政法人では、ハート購入法の制度を本市でも導入する必要があると思われますが、理事者の御見解をお願いいたします。

次に、大きい項目3つ目、名寄市立病院の改善についてお尋ねをいたします。前回も定例会で名寄市立病院の駐車場問題は質問をさせていただきました。今回もやるつもりはありませんでしたが、市民からの苦情等がちょっと多いものですから、今回入れさせていただきます。駐車場、ビル風、待合室の仕切り、調剤薬局までが遠い等々の皆さんの御意見がありますので、まとめてお尋ねをさせていただきます。今回駐車場問題が出ましたのは、工事が始まり、なかなか駐車場にとめる方がとめづらいというふうに言われておりました。それで、患者さんが駐車場にとめられないのであれば、親族または友人、知人の方に病院まで送っていただくということと言われてまして、今前のほうにはおりられるものですから、北側の裏口に皆さんが患者さんを送り迎えをされております。その部分で入る際に大変強いビル風が起きているという苦情をお聞きをいたしました。これは、結核患者で結核の手術をした方、本当にもう呼吸が困難になりそうになったというふうに言われております。また、小さい幼児、赤ん坊を抱えたお母さんがあそこに入る際に本当にもう大変な思いをして入られたという部分がありましたので、このビル風等についての改善ができるのかどうかお伝えいただきたいというふうに思います。

また、駐車場に関してはこの工事区間で、病院内、病院外で300ぐらいの駐車ができるようになっておりますが、今回工事が始まり、なかなか病院に車をとめられないという部分で大変苦情を

いただきました。朝回してみると、やはり花園公園、そして幼稚園の横等々、また病院の古い医師住宅の裏、またはお菓子屋さんの横はもう朝になるとびっちらになっていると。私たちが行ったときには、もう駐車場がないという状況になっているということで言われております。そのため裏側の精神病棟にとめる方が多いものですから、そこから調剤薬局まで歩く距離が大変長いと。この名寄市立病院へ行くのは、私たちは体が弱くて行くのですよと。健康で行く人はいないのですというふうに言われて、改善はできないのかというふうに言われております。

また、もう一点は、待合所の仕切り、やはり裏から入る回数が多くなったので、人に見られるのが恥ずかしいという方がいると。この部分を言われておりますので、本市としてこの改善ができるのかどうかをお答えいただきたいというふうに思います。

最後に、大きい項目4番目、名寄東病院のことについてお尋ねをいたします。きのう大石議員が言われておりましたけれども、私もその部分をお聞かせをいただいて、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） ただいま高橋議員から大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1、雪対策、冬のみちづくりプランについては私から、大項目2の障害者の自立、就労支援の取り組み及び大項目4の名寄東病院の運営については健康福祉部長から、大項目3の名寄市立総合病院の改善については病院事務部長からの答弁とさせていただきます。

大項目の1、雪対策、冬のみちづくりプランについての小項目の1、冬の市民生活のルールについてお答えをいたします。市民への周知として、雪が降り始める前に広報やホームページで道路に雪を出さないように呼びかけていますが、なかなか理解が得られない現状にあります。また、道路

パトロール中に道路に雪を出している市民を直接見かけた場合は口頭で注意をしていますが、さまざまな理由で協力を得ることがなかなかできない現状でもあります。また、町内会にも御協力をいただき、雪出し禁止の看板やのぼりを設置して対応をさせていただきます。今後におきましては、年間を通した広報活動を通じて、除雪や利雪・親雪の理解を高めるほか、市民一人一人のマナーの向上のために協力と理解をお願いしてまいります。

次に、小項目の2、雪置き場対策についてでございます。名寄市では、天塩川河川敷など7カ所を雪置き場として設置をしております。また、近隣市町村においても公園を雪置き場として使用している例もありますが、名寄市の場合は各町内会に維持管理をお願いしてきた経緯の中で、道路除排雪の雪については公園に搬入しないことを現在も双方で約束を継続しているところであります。また、他市では民有地の空き地を活用する事例がありますが、名寄市の場合ではまとまった空き地を確保することが難しいことから、これまで特段の対策は行っていない現状となっております。雪置き場対策としては、平成22年度から雪印跡地を借り入れて利用していますが、異常気象による大雪の対応として新たな雪堆積場の確保が急務となってきておりますので、新年度に向けて確保してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、敷地内の処理対策についてであります。札幌市では、一部都市計画区域内に地区計画を設定して雪の堆積スペースを確保するよう制限を設けている例がありますが、名寄市におきましてはスペース確保の指導は行っておりませんが、新築住宅については平成4年から勾配屋根の雪の落雪による雪どめ設置指導基準を設け、隣地との敷地境界までの建物の離れについて、建築計画の段階で確認し、指導をしております。近年は、北国の住宅建築について寒地建築技術講習や北方型住宅技術指導講習などで使われるテキストでも冬の暮らしづくりのサンプルとして敷地計



画と雪処理について堆積スペースの設け方などが示されているものがあり、冬に暮らすための建築計画を行う建築業者の配置計画はこれらを参考とされることや建築基準法で規定する敷地に対する建築面積の割合による制限があるため、常識的な範囲の空きスペースが必然的に設けられるため、この建蔽率のチェックを行うこと以外に雪処理に関する指導は行っておりません。また、堆積スペースがない場合の融雪槽の設置ができる仕組みなどにつきましては、平成8年から8年間民間住宅の融雪施設設置への資金貸付事業を行い、一定の実績がありましたが、現在は敷地に対する雪処理対策としては排雪ダンプ助成等事業で対応させていただいております。個人住宅建設に当たり、建築基準法以上の規制をかけることは難しいと判断をしており、個人の敷地内雪処理については個人負担を伴うこととなりますが、今後におきましても引き続き市民に協力をいただけるよう情報発信を行ってまいります。

次に、小項目の4、雪対策の基本計画の策定についてお答えをいたします。名寄市においては、平成元年に住みよい雪国都市を目指すために名寄の冬を楽しく暮らす条例が制定されております。条例では、行政と市民の果たすべき役割についても定められており、この条例の精神に鑑みながら、目前に迫った高齢化社会や除雪事業者の担い手不足、限られた財源の中でどのような施策を展開させていくことができるのか、また市民との協働の推進を図るための情報発信やソフト事業の導入など雪対策に関する具体的な計画について、研究を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大きな項目2と4について申し上げます。

初めに、大きな項目の2の障害者の自立、就労支援の取り組みについて、小項目で3点の御質問をいただきましたが、関連しておりますので、一

括して申し上げます。最初に、当市における障害者雇用の現状について申し上げます。障害者の自立に向けた就労継続支援は、市内6事業所において行われており、一般企業との間で正規雇用契約を結んだ事業所で行われるA型が2事業所、リハビリを主な目的とし、賃金体制や労働法規などの法令適用外となるB型が4事業所となっております。これらの事業所での生産、販売部門では、シイタケ、蜂蜜、パン、カレー、チーズ、お弁当などの食品提供が主なものとなっており、他の部門では清掃、除雪、資源分別作業などの事業に従事され、事業所全体では1日約160人の障害を持った方々が就労している状況となっております。また、一般の民間企業での雇用状況では、平成23年3月末現在で73人の雇用があり、雇用率達成企業は63.2%となっております。この数字は、全国平均47%、北海道平均53%を上回っており、現在も微増の傾向にあると認識しております。第3期名寄市障害福祉実施計画における就労継続支援の目標数値では、A型においては1カ月の利用目標人数110人に対し108人、B型においては1,606人の目標に対し1,826人となっており、本年3月1日付で市内に新たに就労継続支援A型事業所が定員20名規模で開設されたことに伴い、今後さらに雇用の拡大が推進されるものと期待しております。

御質問の障害者優先調達推進法及びハート購入制度への取り組みにつきましては、現在事業所での生産物には市が必要とする物件がないため予定はありませんが、地方自治法施行令第167条の2に定める障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に該当する事業所等で随意契約にて発注する事業については、継続して実施してまいりたいと考えております。今後障害者総合支援法に基づく事業者や施設並びに在宅就労障害者等の提供可能な物品、サービスの状況を見据え、市としての調達方法について検討してまいりたいと考えております。

なお、障害者の自立促進に当たっては、NPO法人なよろ地方職親会が主催するジョブコーチ養成研修も大きな力となっており、また名寄市立大学におきましても平成26年から精神保健福祉士の養成課程設置に向け準備が進められており、精神障害者の社会復帰に向けた取り組みが一層推進されるものと考えております。

次に、大きな項目4の名寄東病院の現状と将来展望について申し上げます。さきの代表質問の答弁内容と一部重複することを御了承いただきたいと思っております。名寄東病院は、道北における慢性期医療機関としての役割を果たすため、平成15年12月に国から移譲を受け、国から示されている病院形態の用途指定を10年間委託、管理を指定することとし、名寄東病院の管理運営の委託に関する基本協定書を名寄市と社団法人上川北部医師会で締結しております。名寄市病院事業の設置等に関する条例第16条の規定により、平成18年9月から平成25年度末までの指定管理の管理期間となっております。名寄東病院は、開設当初から指定介護療養施設サービス60床を提供してきましたが、医療制度改正により療養型病床の再編を先取りし、平成19年7月に介護療養型病床の指定を返上し、全床106床を療養病床に変更いたしました。慢性期医療機関として、内科、リハビリテーション科の医療を提供しており、地域密着型の病院として、症状が安定し、その後も長期療養が必要な患者が療養生活を送るために慢性期医療機関として運営されております。平成23年6月から常勤医3名を確保することができ、週末当直を月1回から2回出張医に依頼し、診療体制を維持しており、現在も地域密着型の病院としてより地域の方々に必要とされる病院づくりを目指しております。

名寄市は、名寄東病院の円滑な運営を図るため、名寄市病院事業の設置等に関する条例第14条の規定に基づき指定管理の指定を受けた上川北部医師会に対し、地方自治法第232条の2の規定並

びに名寄市補助金等交付規則及び名寄市名寄東病院診療交付金交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で病院の管理に要する経費のうち病院に勤務する職員の人件費に相当する額を交付し、健全経営に努めております。この地域の医療体制は、今後におきましても大きく変わることがないことから、現有の医療資源を最大限に活用し、市内のプライマリーケア、初期診療、かかりつけ医を担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う名寄東病院、それぞれが医療機能の分担を図ることが必要なことから、平成26年度以降につきましても維持管理などに必要な経費につきましても市が責任を持ち、現行の指定管理制度を活用しての継続が望まれると考えておりますので、現在上川北部医師会と協議を行っているところであります。今後の予定につきましても、相手方の機関決定を経て手続に入り、9月定例会では名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、12月定例会では指定管理者の指定について提案したいと考えております。さらに、平成22年4月から3カ年間不在となっております院長が着任することとなり、さらなる道北地域における慢性期医療機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市立総合病院の改善について、（1）の駐車場、調剤薬局の問題についてからお答えをいたします。

精神科病棟の改築工事によりまして正面駐車場が減少し、周辺駐車場も点在しておりますことから、御利用の皆様には大変御不便をおかけしております。来院者へ駐車場を案内するために誘導員を配置しておりますが、近いところからの駐車場が満車となるため、歩行がづらい症状をお持ちの方でも少し離れた駐車場を御利用いただくしかないのが現状となっております。御指摘のありまし

た救急入り口正面駐車場に駐車をし、調剤薬局で薬を受け取り、また戻るのがつらいという場合には、医事課会計のところに各調剤薬局のファクスコーナーも設置されておりますので、御希望の調剤薬局を選択され、お車での御帰宅の途中でお受け取りいただくことも一つの方法ですので、御利用をいただければと思います。

また、現在医師寮の解体工事を行っておりますが、3月25日から5月の連休明けぐらいまでの予定で約40台の駐車が可能になります。夏に再び本格的に駐車場として整備を行います。工事終了後は病院正面にも近く、調剤薬局にも近いところに駐車場が拡大できる予定ですので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。あわせて2月23日から休日も正面玄関に警備員を配置して、午前7時から午後6時まであける対策をとり、8号通側から病院周辺を回って調剤薬局へ行かなければならない御不便は、時間内については解消することができました。

次に、調剤薬局付近の路上駐車が多いという点につきましては、病院周辺を含めまして名寄警察署からも指導があり、セーフティーコーンの配置や看板の設置、誘導員の巡回、院内放送などで駐車禁止の呼びかけを行っております。工事開始以前からも法規やマナーを守らない駐車が見られまして、日ごろよりお願いを申し上げておりますので、今後も引き続き啓発活動を行ってまいります。

次に、(2)の裏口、救急出入り口のビル風対策についてお答えをいたします。現在の救急出入り口は、平成19年から20年度に救急棟を増築した際に改修を行っておりますが、建築に関する法令等により既存建築物の本院を全面改修しなければ本院と全面で接合した増築はできないことから、現状の通路を設置いたしました。天候により強風時には、片屋根であることと周辺の建物の構造から風が巻く現象が見られることがあります。精神科病棟の改築工事中は、救急出入り口の利用が多くなることから、自動ドア化と通路の風除室

化を検討し、事業者の積算を依頼いたしました。救急待合室付近の暖房能力強化などを含めて全体で4,200万円程度の費用が見込まれ、院内協議の結果、断念をしたところであります。さらには、テント材料などにより通路を覆う構造についても検討しましたが、通路側の不足と強度の面で仮設物は設置しないことといたしました。また、車椅子等の利用者の皆様には配置している誘導員がドアの開閉の援助を行うなどの対策も実施しており、現状での運用を行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、救急外来の待合室の件であります。救急外来の利用状況につきましては1月以降インフルエンザの流行もあり、多い日には1日100名を超える患者数の日もありました。そのような混雑時期には、廊下にも席を用意するなどして対応しておりますが、重篤な状態で搬送された患者さんの御家族や事故などで関係者の方がお集まりになるなどした際には、医療スタッフとの調整もあり、待合を仕切って対応することは困難な状況であります。また、事務当直者が救急の受付業務とお見舞いの御家族や来院者、職員の出入りも管理することから、現時点で入り口の横などをカーテンで仕切るとは安全管理上からも支障があると考えております。

なお、救命救急センターの指定に向けた協議の中で待合室等の改修が必要になる場合には、改めて協議をする事項であると認識をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 答弁をいただきましたので、再質問と要望をしてまいりたいというふうに思います。

まず、冬の除雪体制についてちょっとお尋ねをいたします。今冬は、やはり大変に雪が多いというか、雪が降っても解ける日がなかったものから、累積降雪量が2月10日ぐらいで702セ

ンチと。まだまだ解ける能力がないと。前年度よりも57センチ、平均で65センチ多いということで、大変な思いをして、今回は除雪業者の方々も苦勞されたかなというふうに思っております。今回札幌から来た人がいまして、本当にその方の会計士の方が名寄というのはどういう状況なのですかというふうに言われまして、札幌では罰せられているみたいなのです。敷地内の道路に雪出しをしないということで、道路法の43条、道路交通法の第76条、道路交通法の施行細則の第19条だとか、路上駐車をしないだとか、河川に雪を投げないだとか、下水道、雨水桝に投雪をしないということで下水道法第16条等々があって、罰せられている状況みたいなのです。その方は、本当にもうここまで、私は毎年市民にもルールや何かは広報等で言っていますし、業者にもこの除排雪前に集めてこういうふうに道路に雪を投げたらいけないよというふうに指導しているのですと言ったのですけれども、その指導はどうなっているのですかというふうに言われております。その中でやはり私は、ここのルールまでは、条例までは必要ないと思うのです。本当やはりこの市民のマナー、また業者のマナーがしっかりしていれば、ここには投げてはいけないなど。そのときに言われたのが市職員はうちの斜めにいるのですけれども、その方が私の向かいに雪を投げるのですと言われたのです。その名前は知りませんよ。名前は知らないのですけれども、そう言ったのです。だから、本当やはりマナーをしっかりするためには、市としてはどうしていけばいいのか。先ほど広報等でしっかりとやっていくと言ったのですけれども、先ほど言ったように雪をダンプで投げている方には市では指導していますというふうに言っても、やっぱり聞いてくれないと。札幌では、町内会、そして警察、行政が一緒になって回って、排雪をしている方々に対しては、排雪って道路に投げている人だとか、除雪業者が道路に投げているところというのは、その3者で指導しているみた

いなのですけれども、名寄はそういう取り組みと  
いうのはできないのかどうか、ちょっと教えてい  
ただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 職員の雪出しと  
いうことでは、まことに申しわけなく思っており  
ます。

先ほどもちょっと答弁させていただきましたけ  
れども、シーズン初めに実は1回しか周知をして  
いないという、これ本当に申しわけないのかなと  
思っております、なかなか1回では理解してい  
ただけないのかなと思っております。まずは、市  
民の理解が必要ということで、年間を通して広報  
活動、25年度からやろうということにまず重点  
を置いていきたいなと思っております。その上で  
議員が言われている札幌の冬のみちづくりプラン、  
これをお手本にさせていただいて、今言われてい  
る警察、町内会、それとできれば関係機関も含め  
て協議、研究などしていきたいなと思っております。  
単に先ほど言いました交通法で、罰則規定は  
まさにあります。これは、条例でも規則でも使わ  
なくても交通法で罰金刑になっておりますので、  
わかればそうなりますけれども、まずうちのほう  
は周知が足りなかったというものも含めて、こと  
し1年そこを重点的に頑張っていきたいと思っ  
ております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひこの周知は願  
いしたいなというふうに思います。本当私警察と  
町内会、行政が一緒に回るといのは、これは必  
要だと思うのです。先ほど言ったように、やっぱ  
り行政だけで行くと何だというふうになりますの  
で、警察が1人入ればまずいのかなというふうな  
状況になるのかなというふうに思いますので、そ  
の体制は一応つくっていただきたいなというふう  
に思います。

市として排雪業者、または今排雪業者ではなく  
民間の住宅の出入り口を朝除雪されたものを、重

いものをこうやってはねる業者がたくさん出てきております。その中で何件かの方だと思うのですが、業者でもやはりはねるところの逆に住んでいない土地だとか何かあると、そこに投げる業者がいるのです。そこがやっぱり湾曲にこういうふうな道路になってしまったりなんかするので、そういうパトロールというのは市として、朝やりますから、朝5時だとか4時だとか3時だとか出てきつとはねていくので、どこの業者が出たというのわからないと思います。でも、それを見つけてやはり指導をしていかない限り、今の現状ではずっとそのままになってしまうというふうな思うのですけれども、そういう部分というのはどういう対策をされるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 民間の除雪では、今議員言われたとおり敷地がある場合については民間の除雪を受けていただきたいということで、敷地がない場合については受けないということ、敷地がない場合については当然排雪していただくという、これが原則でありますけれども、実質上議員言われたとおり確かに業者の方が堆積場ないときに雪というか、ちょっとしたスペースでも置いていくというのは、それは私も確認しております。これパトロールで見つけるというのは非常に難しいことなのですけれども、これも先ほど言いましたとおりシーズン初めと、それと事あるたびに業者のほうにはお話をさせていただいているのですけれども、なかなかこれも理解していただけないという部分が1つありますので、そこも含めて先ほどの協議ばかりになりますけれども、してまいりたいなと思っておりますし、できればパトロールも朝早いものですから難しいのでありますけれども、そこら辺も何かそういう工夫をしていきたいなと思っております。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。業者にもいろいろありまして、名寄市で年前にやる講習会に出ていない業者も何件かあるものですから、その辺もやはり排雪業者に聞けばあそこもやっているよ、ここもやっているよというのがわかりますので、シーズン初めのときにはそのわからない業者も入れてしっかりやっけていかない限り、これはずっと終わらないなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、土地の確保なのですけれども、今公園等は先ほど言われたように町内会が管理しているものですから、排雪機械で入れるというのはやっていないで、本当に人で入れるような形では入れさせるだとかという協定はある程度ありますけれども、札幌のようにここは土地がないわけではないのですからいいのですけれども、しっかりとしたある程度の投げる場所の確保だけはしっかり道づけていただきたいと思います。町内会でも、8号なのです、一番。8号、毎回一番最初にあそこは道路が狭くなります。そして、排雪をします。排雪をして、次の日の朝にはもとに戻ってしまうのです。それはどういうことかということ、西小から向こうはほとんど道路の幅員幅がもとのところですから、8メートル以下だとかということもあるものですから、皆さん8号道路の排雪が終わると向こうから持ってくるのです。そして、次の日の朝になるともう同じような状況になってしまうという状況になります。だから、ああいう町内会に対しては、あいている敷地を利用していただいて排雪する体制をやっけて。あそこは寺町なのですか。寺町地区だとか、ああいう部分というのは町内会でしっかり話し合っていたかからない限りもう本当に終わらないと思うのです。道路の排雪終わったら雪を出せばいいなという状況で進んでしまうような状況なのですけれども、そういう部分というのは行政として進められているのかどうか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員が言われました8号道路、それとこれは市道ではありませんけれども、道道、15線もまさにそのとおりで、排雪した後はすぐ雪で道路が真っすぐでなくなるという状況になってございます。個人の堆積場につきましては、きょうの答弁の中にもありましたけれども、個人住宅の中では一般には建蔽率というものがありまして、一般的な住宅では10分の4から10分の5、10の6だとか、例えば一番きついところでは100平米で40平米の建築の面積しか建てられません。そうすると、60平米スペースができます。それは、法の中では住環境ということで、木を植えたり、芝とかということになっておりますので、そこを先ほども言いましたけれども、法以上の規制をかけるというのは非常に難しい状況になります。そうしますと、地区ごとにどうするかといいますと、今言われたとおり町内会のほうでそういうスペースがあれば一番いいのでありますけれども、先ほども言った寺町もそうですし、西町もそうですけれども、空間スペースがほとんどない状況なのです。そうしますとどうするかといいますと、先ほど言いましたとおり個人住宅の中で一定程度堆積スペースを設けていただいて、それでたまった場合は排雪ダンプで排雪してもらうというのが今の状況になっております。今現在私の頭の中ではそこしか解決方法はないかなと思っておりますけれども、一定の全道的なそういう堆積スペースも含めて調査研究というのはこれからやらなくてはいけない。ちょっと自分としては遅いかなとは思いますが、やっぴいかなければならないのかなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。そういうところは、やっぱり民間のスペースを活用するしかないかなというふうに思いますし、そのためにも土地の所有者に対して優遇措

置、そういう部分はつけるだとかするのがいいのかなというふうに思いますので、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。私は、建築申請時にしっかりと雪対策の堆積スペースはとっていただくようにしていただかないと本当にもういろんな部分で大変なのかなという部分がありますので、この部分でもしっかり指導をしていただきたいなというふうに、この指導できないのが今なのですけれども、やはりこういう条例をつくることによってそれを解消できると思うのです。国ではそういう条例だけれども、本市ではこういうふうになっておりますよという。道州制や何かもこれからどんどん、どんどん進みそうですし、そういう部分も活用してこの雪対策を進めていただきたいと思います。

最後に、この除雪の体制なのですけれども、今除雪業者も含めていろんな部分をやられています。先ほど言ったように、除雪をする方の人材がもう65を超えて70歳の方もおられて、この除雪ダンプに乗る方を募集したと。そうしたら、ある業者は1人しか来なかったと。除雪の経験がありますかと言ったら、ダンプはあるけれども、除雪の排土板で除雪をしたことはありませんという、ことし1年は除雪の機械の助手席に乗せてどういうものか見せなければだめだという業者もいました。そういう企業もいますし、今までこれ一番公共工事の最盛のときから今約半分になっています、公共工事が。企業も機械も減らした、人も減らした、企業も縮小している中で、これからの名寄市も高齢化率も今28%、これからどんどん30、35までいくようになってくると思いますから、本当に除雪の体制が大変だなと思っておりますけれども、名寄市としてこれからの除雪体制どう考えているのか。ちょっと具体的というか、長内部長さんの思いなのか、本当に思いがこれからどんどん行けばいいのですけれども、思いを言っていただいて、除雪に対しては終わらせていただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 途中から自分の考え方になるかもしれませんが、今議員が言われたとおり夏場の公共事業、これの縮減によって、経営環境の改善なんかによりまして、重機やダンプ、あるいは先ほど言いました作業員が非常に減ってきております。当然ながら業者による機械力の低下、あるいは運転手の高齢化、それに伴う若年運転手の確保、それとそれに伴う育成に係る時間が非常に多くなるかと思っております。しかしながら、これは何とかクリアしていかなければならないと思っておりますので、これまで名寄市的にはハードな部分で協議を、検討を行ってまいりました。先ほど来言われているいろんな計画も含めて、ソフトもこれから重要なことではないかと。それと、雪出しも含めてそういった部分で研究をしてまいりたいと思っておりますし、その中では早急な対応として25年度からやるときには、まずダンプが少ない、作業員が少ない、それと交通整理人がいないということでは排雪体制が整わないというのが1つあります。これをどうするかということで、いろいろ今の段階で25年度についての研究しかしておりませんが、東西南北に雪堆積場を設置して、今堆積の部分では1カ所しかあけないで、そこにそれぞれ排雪ダンプを持っていくと。そうすると、ダンプは非常に混雑をして、そこにもまた時間かかるということになってございます。それで、25年度から何とか東西南北に地区ごとに決定しまして、堆積場を確保して、そうすることによって回転率を上げよう。ここしか今のところはないのではないかと。ここで、これは25年とりあえず取り組んでみようということで今ちょっと検討させていただいている最中です。そのためには、堆積場の確保というのはこれ最重要課題になってくると思っておりますので、そんなことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。残った部分は、熊谷議員のほうに託したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、障害者の雇用についてちょっとお尋ねをいたします。先ほど言われました部分、民間企業で73名雇用されているというふうに言われました。そして、事業者の雇用率が63.2%、北海道は53%ですから、十何%ぐらい高いというふうに言われて、A型の今回の雇用が、A型というのは年間雇用でしっかりした就労、金額をもらえる人たちだと思いますけれども、この73名というのは業種別にどのようなところにお勤めになっておられるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今御質問にありました73名につきましては、事業の部分でいきますと19企業ということで、この数字につきましては平成23年3月31日現在のハローワークなよろのデータによるものでございます。基本的には、それぞれの業者がでございますけれども、一番多いのはやはり卸売、小売業という形になってございます。それ以外には製造業、さらには総合サービス業、医療、福祉というような形の数字になっているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） これ何社なのでしょうか。名寄には、障害者雇用の部分が何社あって、何社の確率でこの73名が雇用されているのか。この障害者雇用促進法があって、今1.8でしたか、身体等含めて。18年度からは、障害者、精神障害の方も含めての雇用体制に入ってくると思いません。ことしは、身体や何かは2%にはね上がるのですけれども、名寄には何社ぐらいこの雇用業者があるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） データによりま

すと19企業と聞いております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 19企業ということは、民間の企業は何社入っていて、きっとこれ民間の企業でしたらほとんど何社も障害者を雇用されていない状況なのかなど。2%というのは、きっとその会社の職員に対しての2%の方を雇用しなさいという部分だと思いますから、雇用しているのは、19社の中にきっと陽だまりだとか、ああいうところも全部入って19社だと思うのですけれども、本当の民間企業というのは何社なのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） このデータによりますと、産業別雇用の状況で障害者を1人以上雇用することが義務づけられております一般の民間企業ということのデータでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） それなら、私はまだまだ上がってくると思うのです、きっと社会的には、19社では済まないというふうに思うのですけれども、いいです。

それで、その雇用に対して今回障害者優先調達推進法ができて、市としても目標等が決められるというふうに思いますし、これからどういふふうに進んでいかなければいけないのかというのも先ほどは出ませんでした。今までやっていることが出ていたのですけれども、そういう部分を出さなければいけないというふうに思いますし、私はこの19社ではきかないと思いますので、しっかりと障害者就労施設という形で民間企業にもPRをされたほうがいいのかというふうに思っています。最後に言ったハート購入制度導入がやはりその制度だと思います。その中で障害者の雇用努力企業ということで、このハート購入制度を活用することによって、うちの会社には障害者、職員が10名ですけれども、2%ですから2人の方を雇用していますと。努力企業ですから、うちか

ら企業としても行政としても物品等々を買ってもいいというような形のハート購入制度もあるみたいなのですが、この部分というのは三谷部長はどういうお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 先ほども答弁で申し上げましたように、現在名寄市でそれぞれの障害の部分で製造等々をされている分は先ほどお話ししましたように食品が主だということで、名寄市で例えば物品で何か欲しいという部分は、今つくっておられる、またはそういう企業というか、事業所が残念ながら今のところないと。ただ、就労でいきますと名寄市総合福祉センターの清掃関係ですとか、名寄公園の清掃管理の部分、例えばこの市役所でいきますと庁内食堂、陽だまりさんが入っているだとかというような形でそれぞれの雇用の部分はありますけれども、物品については今つくられている部分は名寄市では要求というか、欲しいという物品には残念ながら該当しておりませんので、ただ、今議員お話がございましたように、先ほどの答弁のように今後購入については研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく願います。

時間がありませんので、次に参りたいというふうに思います。次に、市立病院の部分お願いいたします。やはり4,200万円かけて直せとは私もなかなか言いにくい部分もありますので、これは言えないのですけれども、先ほど言ったようにテント式を検討したということで、強度上どうのこうのと言われましたけれども、テント式でも私は可能なことは可能なのかなど。今の構造をちょっとあそこへ行って見てきたのですけれども、テント式でも可能なのかなという部分があったものですから、テント式であればそんな何千万円もいかないで数百万円で済むのかなという部分があった



ものですから、このような話をさせていただきました。

調剤薬局のファクスコーナーはわかりました。ぜひ病院等々の会計のときにも説明をしていただきたいですし、そういう方がおられますので、お願いいたします。

あと、医師寮に40台できるということでお聞きしました。しかし、あそこの40台ができたとしてもまだまだ。名寄市立病院は、住民の医療の提供を理念として、1つには患者が中心だと言われております。患者が中心というのは、やはり患者がとめるスペースをつくらなければいけないというふうに思うのです。そして、今名寄のスポーツセンターに車をとめるということで職員が行っておりますけれども、何十台ぐらいそちらのほうにとめておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 主に職員用としましては、今議員から御指摘がありましたスポーツセンターと、あと民有地を2カ所借りておりまして、全部でスポーツセンターは100台程度確保しております。毎日正確に確認はしておりませんが、スポーツセンターには五、六十台、数十台はとまっているのではないかなと思っております。また、周辺にはつぼみ保育所利用者ですとか、そういう病気を持った方などは花園公園の一部と民間の駐車場を優先的に配慮をして割り当てをしております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。数十台はとまっているようにはちょっと見えないのですけれども、とりあえず部長のことを信じておきたいというふうに思います。ぜひ市民が、患者が中心の病院にしていきたい。なっていると思うのですけれども、そういう形でやはり進めていただきたいなというふうに思います。この部分、

もう時間がないので、ぜひその部分で進めていただきたいと思います。

最後に、名寄東病院についてお尋ねをいたします。慢性期医療の本当にもう治療を進めるためにも、東病院は重要な施設であります。そういった部分で、私は12月にここの病院がちょっとなくなるというふうにお聞きして、患者さんと看護婦さんが言われていたものですから、この話をさせていただきました。きのう市長が言われた、本当にもう来年度継続して上川北部医師会にやっていただくということで、安心しております。しっかりとした名寄の医療をつくるべく、進めていただくようお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

いじめのない学校と社会を外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、いじめのない学校と社会をについて質問をさせていただきます。日本共産党は、昨年12月にいじめのない学校と社会をとの提案を発表したところであります。子供たちの深刻化するいじめを解決していくために、社会全体で力を合わせようと提案しています。研究者の丹念な統計によれば、標本誤差を最大限に見積もってもいじめのない学級は2割を上回ることはあり得ないといえます。相当の数の子供たちがいじめたり、いじめられたり、その模様を目撃して育っているのではないのでしょうか。そこで、子供の命を守るためにお考えを伺いたいと思います。いじめはい

かなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力です。目の前のいじめから子供たちのかけがえのない命、心身を守り抜くこと、子供の命最優先でともかく子供を救おうということが大切だと考えます。さらには、根本的対策としてなぜここまでいじめが深刻化したのかを考えて、その要因をなくしていきこうという社会的な取り組みも必要です。

さて、教育行政執行方針でいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査を実施し、早期発見、早期対応に努めると述べられていますが、どのような方法、対応を考えているのかお伺いします。子供たちへの対応、教員への対応についてお知らせをいただきたいと思います。

また、大津市の第三者調査委員会が同市の市立中学校で起きたいじめ事件について出した調査報告書、ここから学ぶことは多いのではないのでしょうか。どのようにお考えか伺いたいと思います。

次に、子供の権利条例制定の考えについて伺います。平成23年第3回定例会の一般質問でも取り上げさせていただきました。そこでは、その実効性を高めることが求められますので、内部で研究を重ねながら検討してまいりたいとの答弁をいただいておりますが、改めてお考えをお伺いしたいと思います。子どもの権利条約の精神に立って、子供の声に耳を傾け、子供たちが学校運営や社会のさまざまな場面に主役として参加できるようにすることが求められます。隣の土別市では、条例制定に向けての取り組みが進められています。昨年進捗状況等含め視察をさせていただいてきました。子供を常に真ん中に置いた取り組みとして学ぶ点が多いと思います。こども委員会の設置、そして子ども議会へとつながっているのではないのでしょうか。お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

大きな項目2点目、高齢者の暮らし支援について伺います。最初に、風連地区のごみ収集についてお伺いします。風連地区のごみ収集については、平成23年4月から家庭ごみの収集回数がふえ、

風連地区の方々から喜ばれているところであります。最近高齢の方を中心に名寄地域で行っている個別収集を望む声が寄せられています。風連地区のごみステーションの活用は、地域住民のつながりを深めながら行われてきたものと理解していません。しかし、年齢を重ねるごとにごみステーションの管理等、特に冬期間の雪はねなどの負担が重くなってきているのではないのでしょうか。アンケート調査も行われているようですが、風連地区のごみ収集についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、コミュニティバスの運行について伺います。高齢期に入り、運転することに不安を覚え、運転免許を返上する、車を手放す方がふえています。バスに乗ったことがないので、乗り方を教えてほしい、バス停の場所や時間を調べておかないとねと、こんな声をよく耳にするところであります。公共交通機関としてのコミュニティバスの重要性が増してきています。冬期間の利用も多く見受けられます。検証、改善を行うとのことですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。今現在建設が進んでいる北斗団地、高齢の方々も多くなっていると思います。現在のバス停へは随分と遠くなっています。病院、公共施設へのアクセス、町中をどう結びつけるか、まちづくりにもかかわると考えます。今後のコミュニティバスのあり方についてお考えをお聞かせください。

大項目3つ目、平成25年度予算編成にかかわって伺います。地域の元気臨時交付金の有効活用についてお聞かせをいただきたいと思います。昨年末発足した安倍政権下での平成24年度補正予算において、地方の資金調達への配慮と緊急経済対策の迅速な実施として地域の元気臨時交付金の創設が行われました。元気臨時交付金の活用で一般財源の縮小がなされるわけですが、さきの市政執行方針の中では基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行とともに、新総合計画後期計画の具現化を最優先とした予算編成を行ったと述べ

られています。一般財源の縮小部分の活用をどのようにされようとしているのか伺いたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 川村議員からは、大項目で3点の質問をいただきました。大項目1の小項目1は私のほうから、小項目2は健康福祉部長から、大項目2の小項目1は市民部長から、大項目2の小項目2と大項目3は総務部長からの答弁となります。

大項目1、いじめのない学校と社会をの中から小項目、子供の命を守るために、いじめをなくす取り組みについてお答えをいたします。いじめの問題は、どの子供にもどの学校でも起こり得るものであり、学校教育にかかわる全ての関係者が改めていじめの問題の重大性を認識をし、いじめの兆候をいち早く把握をして迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときにはその問題を隠さず、学校と教育委員会が一体となって対応するとともに、家庭や地域と連携をして対処するなど、いじめの解決を図る取り組みの徹底が強く求められております。これまで本市では、いじめの問題の早期発見、早期対応を図るため、市内の小中学校の全児童生徒を対象に北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査を実施をしてきております。この調査では、今でもそのいじめは続いていますかと回答した児童生徒に教員が内容を聞いて事実を確認をし、校内で検討した結果、いじめであると認知した場合には学校と教育委員会が連携をして解決に向けた取り組みを行ってきております。この調査のほか、各学校では教育相談を適宜あるいは定期的実施をするなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて努めております。

また、いじめをなくすためには、児童生徒に思いやりの心や態度、命を大切にす心や態度を養

うことが大切であります。各学校では、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を実施をし、児童生徒の豊かな心の育成に努めておりますし、道徳の時間の指導や性に関する指導などを通して生命を尊重する心や態度の育成を図っております。

さらに、予防対策としては、よりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、現在各学校に対しては児童会、生徒会活動によるいじめ防止集会やいじめ防止の標語、ポスターづくりなどを一層工夫をして児童生徒の自発的、自治的な取り組みによるいじめを絶対に許さない学校づくりを強力に推進していくようお願いをしているところであります。

なお、大津市のいじめの問題に対する第三者調査委員会の報告につきましては、調査委員会みずからが調査活動に限界があったことを述べております。この調査委員会の報告内容が正確であれば、大津市教育委員会の対応は適切さを欠いており、まことに残念であります。この事案を教訓とするならば、第三者調査委員会を組織しなければならない状況に陥る前に教育委員会では学校と保護者、関係機関等と連携をしていじめの問題の解決に全力を尽くすべきであったかと考えております。今後も名寄市教育委員会といたしましては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組みを徹底してまいります。そのためこれまで実施をしてきましたいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査などの結果を効果的に活用するなどして、日ごろから積極的に学校の実態把握に努めてまいります。なおかつ、いじめの問題が起きた場合には、学校、保護者、教育相談センターなどとの連携を十分に図りながら、迅速に対応してまいります。また、個人情報の取り扱いには留意をしつつ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行いながら、適切な情報提供を行うなどして、保護者や地域住民の信頼を確保してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、小項目2の子供の権利条例制定の考え方について申し上げます。

平成23年第3回定例会において川村議員より子供の権利条例制定の考え方についての御質問をいただいております。次世代育成支援後期行動計画の着実な具現化に向け取り組みを進めていること、また子供の権利条例制定につきましては実効性を高めることが求められることから、内部で研究を重ねながら検討を進めると答弁させていただいたところであります。次世代育成支援後期行動計画には、次世代の育成に向けた重点課題として少子化への対応、子育てニーズの増大、多様化への対応、地域の子育て機能の低下への対応の3項目を掲げ、さらに基本施策を156細項目に分け、庁内の各担当課で対応してまいりました。平成16年度に策定した名寄市次世代育成支援行動計画の平成21年度の進捗状況は、156細項目中139細項目、89.1%を実施し、17細項目が未実施であり、次世代育成支援後期行動計画の平成22年度の進捗状況は156細項目中143細項目の91.7%を実施し、13細項目が未実施の状況であります。今後におきましても引き続き未実施の細項目の検証に努めてまいりたいと考えております。

士別市におきましては、平成25年4月1日より士別市子どもの権利に関する条例が施行されます。士別市の条例は、こども委員会を立ち上げ、小中高生の話し合いを尊重し、大切にすることをうたい、優しい条例であると考えております。名寄市においては、子ども・子育て関連3法に基づくニーズ調査をすべく、国の動向を注視しているところでありますが、次世代育成支援後期行動計画の検証結果を踏まえ、計画との整合性を図りながら、家庭、地域、事業所、学校等のそれぞれの役割と行政の役割をしっかりと位置づけ、子育てに優しい環境づくりが必要と考えております。

また、重点課題として、子供を中心とする取り組みを進めるなどの行動計画を策定する必要があると考えております。今後におきましてもここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちづくりを目指して、さらなる次世代育成支援後期行動計画の着実な具現化に向け取り組みを進め、子育てに優しい環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 私からは、大項目の2、高齢者の暮らし支援について、小項目1、風連地区のごみ収集についてお答えをいたします。

ごみの収集方法につきましては、定例会におきまして何度か御質問をいただきました。合併後の平成21年第3回定例会においては、収集方式と同じにすべきではないのか、名寄地区をステーション方式にするほうが経費の削減につながるのではないかという御意見もいただきました。個別方式、ステーション方式ともそれぞれ長所、短所がございます。名寄地区では主に個別方式、風連地区ではステーション方式で収集を行っています。これは、地域の形態、住民意識、地縁的なつながりなど地域事情を踏まえて長年にわたり現在の方式を採用してきたところでございます。風連地区におけるステーション及びリサイクルステーションは、旧風連町時代に設置し、以降管理は町内会で行っており、現在約150カ所のステーションと19カ所のリサイクルステーションがあります。ごみの分別、資源ごみの回収など地域住民に浸透してきており、ステーション方式は住民のコミュニティの上で成り立っているものと考えております。市では、リサイクルステーションの維持管理に対する費用として1カ所2万5,000円の助成をしているところでございます。

御質問のありましたように、高齢者や身体が不自由でステーションへのごみ出しが困難な世帯がふえております。こういった御相談に関しまして

は、名寄地区、風連地区にかかわらず、福祉関係部署とも協議をして個々に対応させていただいているところがございます。一般的にステーション方式から個別方式に変更すると、収集業務作業員の人件費と収集時間の延長、収集車両燃料費等で3割程度経費が増額になると言われています。また、現在使用しているステーションも無駄になると考えられます。収集方法につきましては、常にベターな方式をと考えておりますが、変更するには広く住民の意見を聞き、説明し、理解と協力がなければできません。現在風連地区町内会連絡会では、資源物収集に関するアンケート調査を町内会長及び各班長を対象に行っております。その結果を参考とさせていただきながら、地域住民と十分に協議を行い、将来の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、まずコミュニティバスの運行についてお答えをいたします。

高齢化社会に対応したバス文化の創造と利便性の高い公共交通サービスの提供を目的に昨年7月から実証運行を実施して8カ月が経過をいたしました。実証運行では、名寄駅を起点とし、従来の東西線と市内循環線の再編を行い、徳田線などの既存路線とのつながりについても考慮しながら、運行ダイヤの調整を図ってまいりました。再編後の昨年7月からことし2月までの8カ月間の乗車状況については、前年同期比で市内東回りで9,663人、32%の増、市内西回りでは1万9,296人、32%の減となっておりますが、現在冬期間の運行となり、利用者数は当初に比べ伸びている状況が確認をされております。この間多くの利用者の方々からさまざまな御意見をいただき、また利用状況調査もしくは聞き取り、さらにはアンケート調査を実施し、これらの結果を今後の実証運行に反映すべく検討を進めております。とりわけこの4月1日より駅前交流プラザよろーながオ

ープンし、市民会館から貸し会議室機能が移行することから、多くの市民の皆さんがよろーなへ足を運ぶことを想定し、昼間の便数をふやし、乗り継ぎの利便性をより向上させるべく対応を急ぎたいと考えております。また、各公共施設間などのつながりや東西間の一体運行などこれまで伺っているさまざまな課題につきましては、新たな路線見直しにも及ぶことから、今後公共交通活性化協議会や専門部会で検討いただき、対応を進めてまいります。

なお、路線の設定に当たりましては、交通安全上の確保が図られることが前提となりますので、道路幅員が狭い場所等への乗り入れは運行許可を受ける上で一定の制約が出てくることを御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、平成25年度予算編成にかかわって、地域の元気臨時交付金の有効活用についてお答えをいたします。国は、日本経済再生に向けた緊急経済対策を平成25年1月11日に閣議決定をしております。この経済対策において公共投資を補正予算等において追加して実施することとしておりますが、この追加される公共投資の地方負担が大規模であることや国の予算編成がおくれている中で円滑な経済対策の実施を図る必要があるなどの理由により、特別の措置として国の平成24年度補正予算において地域の元気臨時交付金が創設されたところであります。この地域の元気臨時交付金につきましては、その対象となる公共投資事業は建設地方債の対象事業とされております。このため単なる維持補修にとどまる事業はこの交付金の対象とはならず、少なくとも現況の施設、設備の機能向上を図る事業が対象となるものであります。しかしながら、国の補正予算成立後、いまだ詳細な情報が出ておりません。地域の元気臨時交付金の交付額の計算方法やより詳細な対象となる事業のリスクなどが示されておられませんけれども、平成25年度当初予算におきましては建設地方債の対象となる事業、また機能の向上などに

つながっていく事業を中心に対象となる事業を選定し、交付金を充当することで一般財源の圧縮を図っていくこととしております。

地域の元気臨時交付金は、建設地方債対象事業への充当とされておりますので、当然ソフト事業は対象とならず、ハード事業が対象となりますが、その中でも充当できる事業が絞り込まれていくという特徴があります。地域の実情を踏まえ、緊急性の高い事業、真に必要な事業を厳選していく必要があると判断をしております。今後は、地域の元気臨時交付金の総額がどれくらいになるのか、また一時的に基金に積み立てをし、平成26年度までの事業に充当することが可能という情報も得ておりますので、スケジュールを組み立てながら必要に応じ予算化を進めてまいります。先ほど述べましたとおり、この元気臨時交付金を使うことは、結果的に一般財源の圧縮につながってまいります。平成25年度の予算編成においては、地方交付税が削減される中、非常に厳しい予算査定となりましたが、元気臨時交付金を使いながら新規のソフト事業も予算化することができたと判断をしております。この元気臨時交付金を使い、また圧縮された一般財源が充当される対象として、どのような事業を実施していくべきかにつきましては、その事業の必要性など多方面から総合的に判断をし、やはり真に必要な事業の厳選が重要と考えております。また、将来の財政運営において必要となる財源を確保していくということも重要でありますので、事業を拡大せず、基金積み立てという選択肢もありますので、状況を勘案し、適切に判断をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問等させていただきたいと思っております。

まず最初に、いじめのない学校と社会をについてお伺いをしたいと思っております。今鈴木教育部長の

ほうから御答弁いただきました。いじめの問題、例として大津市の第三者委員会が出した調査報告書を出させていただいたところなのですけれども、隠さずに教育委員会、学校、地域、家庭ということら辺でみんなで連携しながらという御答弁だったかと思いますが、隠さずというのが非常に重要だなというふうに思っているところであります。みんなで考えていかなければならないのだというふうに思っているのですが、この調査の結果をどうするのかということら辺がなかなか具体的に伝わってこなかったなというふうに思っているのですが、実は臨床心理士で元北海道大学の教授であった横湯園子さん、この方が大津市の問題を取り上げているのですが、いじめを目撃していた生徒たちに今回調査委員会が丁寧に取り取りをされていると。いじめを見ている生徒たちも同じように間接的に被害者であり、傷ついているのだということです。いじめたり、いじめられたり、そして見ている子供たち。それでまた、北海道教育大学の教授である福井雅英さんは、いじめた子供への見方やケアについても大事だと、このように指摘をされています。この部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 再質問の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは、大津市の第三者委員会の報告書の中にもございましたが、問題点としては学校とか、それから教育委員会が事後対応が非常にまずかったという部分につきまして、まず問題点を指摘しておりますし、また事実解明の中途半端さがあったということも指摘をしております。ただいまの質問にあったとおり、直接いじめた子供も、また間接的にいじめを見過ごした子供も、いろんな意味で心にストレスを負ったのではないかなと考えております。教育委員会といたしましては、まず教員の方には日ごろから児童生徒との触れ合いを細かく対応して、観察をして、一つの問題が起きた

ときにはクラス単位とか、みんなで話し合いながら解決をしていくということが大切なと考えております。また、もう一つは、名寄市は中学校で心の教室相談員等を配置をしておりますけれども、学校のカウンセリング力、学校自体もしくは教職員のカウンセリング力の向上などがこれらにきちっと対応するための一つのキーワードになってくるのではないかなと考えているところであります。いずれにしましても、いじめが発生したときには危機対応をきちっとして、正確な情報をみんなで共有するというに尽きるのではないかと考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） みんなで共有をしていく。大事だというふうに思います。しかし、教員の方々の話がされましたけれども、本当に今先生たち非常に忙しいということです。いじめ対応の時間が足りないということなのだというふうに私は思っているのですが、ある先生はもう文書報告が優先されていて、ゆっくり児童生徒の話を聞く時間がとれないのだというふうにして、そのことで非常に悩んでいるというようなことであります。それから、子供とゆっくり遊んだり、そして向き合って小さなことでも見つけ出す、そういう余裕がなくなっているのではないかというふうに思っているのです。この部分については、以前から何度か指摘をさせていただいているのですが、その部分での支援についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校教育の現場におきましては、教科、カリキュラム以外にも子供たちの頭の先から足の先までの健康の問題等で教員は大変忙しい時間を過ごしているというのは議員御指摘のとおりでございます。教育委員会でもいろいろな調査物について、文書等の部分で教員の方の負担を減らせるように一定程度整理をして報告を願うというような工夫、それから校内での各

会合、会議等もなるべく同じようなテーマのものをまとめて時間をとって解決するような部分でのお願いをしているところではあります。触れ合う時間を少しでも多くすることが教員と子供たちの信頼関係を大きくするもとと考えておりますので、今後も教育委員会として各学校等にお願いをしていきたいと考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほど議員御指摘のように、いじめを見ている子供たちにも問題があるというようなことをお話しいたしましたので、そこをちょっと補っておきたいなと思います。

これある調査でございますけれども、日本とイギリスとオランダで調査した結果がちょっと出ておりますので、これをもとにお話ししたいのですが、いじめる者、いじめられる者、そして傍観者、それと仲裁者。特に仲裁者にかかわってのお話でありますけれども、各国とも小学校の時代というのは、仲裁者というのですか、いじめがあったらやめなさい、いけないよと周りで仲裁する子供が小学校のときのほうが高いのです。5年生ぐらいから減ってくるのです、どこの国も。ずっと減ってくるのですけれども、ところが中学生の時期になるとまた仲裁者がふえてくるのです。ところが、日本はそのまま下がっていくというような、そんな状況があるのです。これは、やっぱり集団づくりに問題があるのでないかと今指摘されているものですから、このことの実態についてはもう10年も20年も前から指摘されていて、20年ぐらいのいじめの問題のときはどんどんその対応をしてきたのです。それで、先ほど鈴木教育部長のほうからありましたように、防止対策としてよりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大事だというお話ししたと思いますが、今そういう傾向を捉えて名寄市としても中学校を中心に、集団で子供たちの自治的な活動による取り組みを進めてくれというような話をして、これから強力に推進していこうと思います。そのことを通してい

じめを絶対に許さない学校、学級づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、お知らせをしておきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今教育長のほうから集団でいじめを許さない、よりよい関係をつくる集団づくりが必要と。私もそう思います。子供の力を信頼する。信頼して、そして自己肯定感情を深めていく。これが求められているのだなというふうに思っています。そういった意味でも先ほどちょっと紹介した土別市での取り組みなんか、こども委員会を設置し、そして子ども議会も開かれているというような、こんなこともやっぱり学びながら、名寄の子供たち、しっかり見守っていききたいなというふうに思っているところであります。

あと、先生方の支援も非常に必要かなというふうに思いまして、先ほど御紹介した臨床心理士の横湯先生がこう言っているのですが、実は国連子どもの権利委員会の日本政府への第3回の勧告で、子供にかかわる全ての専門家に子供の人権に関する研修が必要だと、こんなふうに述べています。やっぱりいじめ問題の研修も必要ではないかというふうに思っています。名寄では、名寄大学があって専門家もいらっしゃいます。だから、教師や小児科医であったり、カウンセラーの先生方であったり、そういった方々とともにいじめ問題の研修も必要ではないかというふうに考えるのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄市立大学には、スクールカウンセリングの専門家の先生もいらっしゃるということを知っておりますので、今までも特別支援も含めて名寄大学とは連携をしてきましたけれども、いじめ問題に関する研修も含めまして大学と連携をして、いい形での研修活動を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひそのところを進

めていただきたいと思います。

先ほど集団づくりの中でいじめを絶対に許さない学校づくりというお話がありました。ある先生のお話を聞くと、いじめと認識させる。いじめはいけないのだよと認識させることは必要であるけれども、認識したからといってとめられるかというところではないのだというふうに指摘しています。だめだということで懲罰を与えたり、何かすることだけで本当の解決にはならないと。非常に難しいところだけれども、本当に解決にならないと。だから、そういったいじめた子供への見方やケアも必要だと。そういう部分では、今話があったいじめ問題への研修が非常に大きなウエートを占めていくのかなというふうに思っています。子供のことを学校や地域や社会の各分野で語り合っていて、いじめのない学校と社会をつくるために力を合わせていきたいということを申し上げて、次に移らせていただきたいと思います。

2番目に取り上げました高齢者の暮らしの支援についてであります。風連地区のごみ収集です。今アンケートも行って、広く住民の皆さんの意見を聞いたり、協議を行って行くというお話でした。住民合意が非常に大切だというふうに思います。よいところは残しながらも進めていただきたいと思いますというふうに思うのですが、ただ以前にも質問があったように、取り上げられていたように、名寄地域との格差といいますか、差があることについての思いもやっぱりあるのかなというふうに私は捉えているところであります。また、収集のコースを変更する。ステーション収集から戸別収集に変更することで負担が3割増というお話もありましたけれども、やはりこのごみ収集こそ基礎的自治体としての公共サービスの的確な執行かなというふうに思っているところであります。その部分についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋市民部長。

○市民部長（土屋幸三君） 先ほど申し上げましたとおり、現在の収集方式につきましてはそれぞれ



れ名寄地区、風連地区につきまして歴史的経過を踏まえて現在に至っているわけでありまして。今アンケート調査等で行っておりますけれども、以前にも何名かの方に収集方法を統一してはといったような意見も伺っているところでありますが、現在までこうなったのはやはり風連地区においてはステーション方式を支持する方が多いという判断のもと、こうやってきたところでございます。先ほど言いましたように、収集する側の費用もステーションから戸別に変えるとふえてまいりますけれども、各世帯個人個人でまたごみ箱を用意していただくとか、ポリバケツを用意していただくとか、実はそういった世帯ごとに個人負担といえますか、負担もふえてくるという事情もあります。先ほど申しましたとおり、町内会連絡会のアンケート、これらを踏まえてまた検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほども申し上げましたように、住民合意が非常に重要だというふうに思いますし、将来を見据えながら、よいところは残しながら皆さんの思い、大変さ、先ほど高齢でどうしてもごみステーションまで行けない方への支援なんかもあるというふうにお知らせいただきましたけれども、そういった部分ももっと皆さんにお知らせする中で、ごみの収集について前向きな検討を進めていただくことをお願いして、次にいきたいというふうに思います。

コミュニティバスの運行についてであります。今検証を進めているところではありますけれども、随分いろんな声が出されているところであります。ちょっと御紹介をさせていただきたいというふうに思うのですが、昨年私視察に訪れた盛岡市です。ここでは、視察項目ではなかったのですが、循環バスがあったものですから、乗せていただきました。ワンコインバス、100円です。右回り、左回りで大体一周すると35分から40分ぐらいという状況なのですが、100円というので非常に

びっくりして、視察項目でなかったものですから市の職員の方にこっそりお聞きしたのですが、最初は100円ということで異論も多かったということだったのですが、100円にしたことで乗車率が非常に高く、好評を得ているというようなことでした。こういった部分も参考にさせていただければなというふうに思いますし、またちょっと遠いのですが、大分市、70歳以上の方々にバスのパスが出ていて、100円で乗れるということなのです。これを70歳以上だったのを65歳以上にしよう。今するところだそうです。また、高齢者のワンコインバスの目的のところが高齢者が気軽に外出できる環境づくり、自立した健康的な生活や積極的な社会参加を促進することで生きがいを持って暮らせる元気な高齢者づくりを目的とすると。それで、あわせてまちの活性化とバス利用の促進を図るのだということで、70歳以上の5割の方々が申請をしてカードを持っているというふうなことでありました。大分市では、公共交通機関を、バスを利用してもらおうということで、小学校へ出向いて乗り方教室も行っているということです。また、帯広市でもせんだってNHKでやっていました。十勝バスが利用者の把握、またバス停の移動なども考えながら、乗り方の説明もしながらということで、乗車する方々、お客様をふやそうという取り組みを行っているところです。このようにして住民の皆さんの利便性を高めることというのが非常に必要だというふうに思っているのですが、ことしの冬の大雪で道幅が狭くなったところで車が行き交うのに大変だったのですから、こういったときに大量輸送が可能な公共交通機関、バスが利用されるのは必要なと、力が発揮できるのでないかなというふうに考えるのですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 昨年の7月から実証試験運行を始めまして8カ月がたったということ

で、この実証運行自体は平成27年3月31日まで予定しておりますので、期間としては2年と7カ月という期間の中で将来におけるいわゆる利便性の高い公共交通などを確立していこうと。その礎をつくろうということで取り組みを進めてまいりました。この間東西線の再編ですとか、市内循環線の再編を行いまして、より利便性の高いようなルート変更も含めて対応しておりましたけれども、実はさまざまな御意見をいただいております。乗り継ぎという新しい状況が出てきましたので、その辺の周知を含めてやはり課題が多いなという感じが実はしております。おおむね1年間少し実証運行の様子を見ながら、やはり改善すべきところはその時点でしっかり改善をしていこうというふうに思っております。特にことしの冬は大変な大雪で、バス運行にも大きな支障が出たということで、この乗り継ぎというところでやはり大きな不便さというか、苦情をいただいております。おおむね1年間の実証運行の中で冬場も含めて次にどんな形がいいかというのをちょっと見きわめて、新しい形をぜひ取り入れてやっていきたいなということであります。今議員のほうからワンコインというお話もありました。それから、70歳以上のバスの割引と、100円というものもありましたし、いわゆるバス利用に関して乗り方の教室もという話もありました。御承知のとおり、名寄は平たんなまちで、碁盤の目に非常に整然と町並みが形成をされているということもあって、なかなかこれまでバス文化というのは実は余り浸透しておりませんでした。ですから、今後高齢化社会に向けてしっかりとした本当に利便性の高い公共交通のあり方というのをやっぱり私ども見つけないといけないということで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、おおむね1年間、夏場ぐらいまで1年間一通り夏場、冬場の運行状況が大体押さえられるというふうに考えておりますので、この間さまざまな御意見をいただいていることを含めて、ぜひ新しい形での実証運行に入っ

ていきたいと。その中で今御指摘をいただいたような料金の関係も含めて、ぜひ検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほど部長からもよろいなオープンということで、交流人口の増への取り組みです。外から来ていただいた方々に市内をぐるっと見てもらうためにも、やっぱりバスが重要だなというふうに思っています。乗り継ぎの問題も今出されていましたが、ルートの変更ということも、先ほど紹介した盛岡ではちょっとこうなりながらも一周なのです。ですから、そういうふうにして右回り、左回りという形でいくと、非常に便利なのかなというふうに思っています。さっき北斗団地のところのルートのこともしましたが、そういった部分も含めてルートの検討も非常に必要かなというふうに思っています。皆さんの苦情も含めて御意見たくさん来ているかというふうに思うのですが、そういった皆さんの意見も反映させながら、利便性の向上のためにそれぞれで知恵を絞りながら、乗りやすいコミュニティバスのために、私もいろいろ研究をさせていただきながら、提案もさせていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願います。

次に、3つ目の25年度の予算編成にかかわってであります。先ほど扇谷総務部長から御答弁ありましたように、今回の元金臨時交付金はソフト面では利用ができないというようなことですが、しかしこの交付金を活用することで一般財源が圧縮というふうなことであります。その分に今国が出した緊急の経済対策ということでありますので、やっぱりその部分を大いに発揮しながら、ソフト面での大いなる活用が必要だろうというふうに思っています。個別事業については、これ次に始まる予算特別委員会で取り上げさせていただきたいというふうには思っているのですが、ソフト面でも多くの事業を盛り込んだというふうなこ

とでしたけれども、大枠が3億円。はっきり出ていないということなのですが、3億円を超える中での圧縮部分をどう市民に還元し、活用していくのかというところら辺がなかなか見えてこないのかなというふうに思います。もう一度御答弁をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回国の経済対策として平成24年度の補正予算の中で元気交付金というような形が出てきたわけですが、今私も答弁させていただいたとおり、適債事業でないとか該当しないという使い勝手の悪い、かなり狭い交付金ということでもあります。かといって使い勝手が悪いといいますが、大きないわゆる適債事業、私ども抱えております。さきの定例会というか、今回の定例会の冒頭で補正予算を出ささせていただきましたけれども、特に市民ホールの建設事業につきまして何とか該当になるのではないかと、国のほうに実は出ささせていただいております。こうした前倒しをすることによって、25年度の中でやはり一般財源の一定程度の圧縮につながっているということは、これは事実であります。そういった中で、いわゆる新規のソフト事業もそれぞれ入れさせていただいたという経過が確かでございます。しかしながら、また予算特別委員会の中で改めて御説明を申し上げますけれども、そうであっても実は私どもの財政状況というのは決して豊かではないということでありまして、今回の予算の段階でもやはり相当な収支不足が発生をしているということでありまして、特にその部分を財調の基金をもって2億9,600万円という大変多額な基金の取り崩しを行わざるを得ないというような財政状況もありますし、政権交代とともに交付税の減額にも一定程度足が踏み込まれたという認識を持っておりまして、今回元気交付金はできればしっかり活用するというような方向性は持っておりますけれども、なかなか私どもの財源総体としてある意味豊かになっていくと

いう状況ではないということも御理解いただきながら、しっかり一般財源が浮いた部分については事業を厳選して対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 事業厳選は当然必要だというふうに思っているのですが、ある障害をお持ちの方からこんなふうに言われました。福祉に対する思いが全然伝わってこないというふうに言われました。私もそのとおりだというふうに思っています。やはりこういう機会だからこそ、今まで懸案だった福祉への思いやりをあらわしていただきたかったなというふうに思っているところがあります。また、基金の問題も基金にもというふうに、積み立てもというふうなお話でしたけれども、国の説明では緊急経済対策の趣旨に鑑みて早期実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるようということで、2年間は猶予されているのかなというふうに思うのですが、ただ返済のためになるのか、ちょっとどの部分に基金というふうに、積み立てというふうにおっしゃっているのかわからないのですが、やはり市民のために使っていただく。全部市民のためなのですが、福祉のために使っていただくことが非常に望まれるところだというふうに私は強く思うところなのですが、その部分についてももう一度御答弁をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回の交付金の考え方、扱いにつきましては、一定程度国の公共事業対策ということもありまして、なかなかこの財源そのものが目的として福祉のほうに使われるという状況にありません。ただ、議員御指摘のとおり一般財源で浮く分についての扱いも含めてのお話だと思いますけれども、この間福祉、特に扶助費の扱いについては毎年増嵩しております。この間人件費だとか、さまざまな費用の削減を私ども進めてきておりますけれども、扶助費はそれとは逆

の右肩上がりの状況になっているということであり、福祉を取り巻く状況につきましては、国の施策もありまして、私ども単独で踏み込むというのはなかなか難しい状況もありますけれども、こうした福祉対策の充実につきましては、この間私どもも国にさまざまな形で要望させていただいているということもありますので、今後の制度のありようにつきましてはまた議会の中で御議論をいただきまして、私どもも国にしっかり要望すべきものは要望していくというような対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今国が示している執行スケジュールの中になかなか沿わず、交付決定もおくれているということでありまして、これは交付金が出るというのは決まっていますので、しっかりと市民の皆さん方が喜ばれる施策をぜひ考えていただき、実行していただきたい、そのことを強く求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市の農業振興施策について外2件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問してまいります。

初めに、名寄市の農業振興施策についてお伺いをいたしますが、その前に名寄市の農業または地域経済に大きな影響を及ぼすTPPについて、農業者としての立場からも一言申し上げることをお許しいただきたいと思っております。先日3月15日、安倍総理はTPP、環太平洋連携協定への交渉参加を正式に表明いたしました。同時に日本がTPPに参加した場合、農林水産生産額が約3兆円減少する一方、消費や工業製品輸出が増加し、全体で実質国内総生産を3兆2,000億円押し上げるという政府の統一試算を公表しました。このこと

は、交渉参加による農業を含めた国内1次産業への甚大な影響を明言したもので、1次産業切り捨てともとれる発言であり、極めて遺憾であります。また、その影響に対しての国としての対策、方針などの議論が全くない中での交渉参加表明であり、到底容認できるものではありません。改めて言うまでもありませんが、農業を基幹産業とする本市においてもその影響は非常に大きく、また医療、保険、金融などの分野においても影響が及ぶとされており、地域経済にはかり知れない影響を与えることが懸念されます。これから農業振興施策について伺いますが、幾ら真剣に議論をしても国の農業政策が間違った方向に進むということになれば、その議論も意味をなさなくなります。当議会においては、今定例会初日の3月4日、TPP交渉参加断固阻止を求める意見書を緊急に採択し、提出したところでありますが、本市としても関係団体等と十分に連携して交渉参加反対の意思を貫き、国に正しい判断をするよう要請していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本題に入ります。1点目、国の新年度農業予算に対する考え方と今後の取り組みについて伺います。先般閣議決定された国の新年度予算案において、農林水産関係予算は新政権が重要政策課題に挙げた攻めの農林水産業の実現に向け、予算総額2兆2,976億円と13年ぶりに増額となり、24年度補正予算を合わせたいわゆる15カ月予算では3兆3,000億円を超える予算規模となりました。特に農地基盤整備、施設整備関連予算の大幅増額に加え、競争力強化、担い手・農地総合対策、農家の経営安定対策の分野に重点的に予算配分されていることに関しては一定の評価をしておりますが、最終的には私ども末端の生産者が今後の国の農業政策への期待と将来の地域農業に対するの希望が実感できるものでなければなりません。行政としてもこれらの国の政策を的確に捉え、地域の実情に応じた事業の有効活用策の検討、生産者への情報提供などの取り組

みが非常に重要になってくるものと考えるところですが、次の3点の事業に関して本市としての考え方、取り組みについて伺います。1番目に強い農業づくり交付金事業について、2番目に鳥獣被害防止対策事業について、3番目に担い手・農地総合対策事業について、どのように対応できるのかお伺いをいたします。

小項目2点目、農業振興センターの機能拡充についてお伺いいたします。本市においては、農業技術の改善、普及と農業情報等を提供する施設として名寄市農業振興センターを設置し、各作物における新品種、新技術などの実証試験、土壌分析、組織培養などの事業に取り組み、地域の農業振興の拠点施設としての役割を担ってきました。地域農業を取り巻く環境は依然厳しく、農産物価格の低迷による農家所得の減少、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足等さまざまな課題を抱えている現状の中、それらの課題の解決に向けて今後農業振興センターにおいて既存の事業に加え、期待される機能として農業技術指導機関としての機能、新規就農者を含めた担い手の育成、研修機関としての機能が求められていると認識をしております。とりわけ担い手の育成、研修機関としての機能については以前にも質問をさせていただいており、その際農業振興センターの研修施設としての活用方法や受け入れ態勢の検討などを進めていくとの御答弁がありました。その後の検討の経過、今後の取り組みについてお知らせをいただきたいと思っております。

次に、大項目2点目、名寄市食育推進計画についてお伺いいたします。平成17年6月、国が制定した食育基本法に基づき、市民がより健康的な食習慣を身につけ、地域の食文化を大切に、健康の保持、増進が図られるよう名寄市食育推進計画が平成20年度から平成24年度までの5カ年間の計画期間で策定され、本市においても食育の推進に向けてさまざまな取り組みがされてきたところです。今年度は、第1次計画の最終年度であ

り、平成25年度からは第2次計画に基づいた取り組みが始まりますが、第1次計画の検証に基づく評価について、その結果による第2次計画における取り組みについてお知らせをいただきたいと思っております。

大項目3点目、生涯スポーツの振興についてお伺いいたします。初めに、市民スキー大会についてであります。昭和55年から33回にわたって開催されてきた市民スキー大会が今年度の開催を待たずに廃止されることが先般の地元新聞社の記事により明らかになりました。旧名寄市においては、昭和54年2月の冬季スキー国体の開催を機に市技にスキーを指定し、翌年の昭和55年2月、スキー市技指定、国体開催記念第1回名寄市雪の祭典市民スキー大会が開催され、以後この大会を通して市技スキーの市民への浸透を図ってまいりました。平成18年の合併により市技の指定はなくなりましたが、当時全国的にも例のない名寄の冬を楽しく暮らす条例を制定し、スキーを中心とした冬のスポーツの振興を図ってきたところですが、市民スキー大会については近年参加者が減少傾向にあり、大会のあり方が改めて問われていた状況でもありました。そのような状況の中においても開催内容、競技種目等の見直しを図り、試行錯誤を重ねながら、雪質日本一をうたうまちの冬のスポーツとしてのスキーを普及、発展させていくという考えのもとに今後も回を重ねていくものと考えておりましたが、今回の例年開催される時期を目前にしての廃止の決定には理解しがたいものがあります。また、24年度予算において大会開催経費が計上されているにもかかわらず、本年度に大会が廃止され、開催されないことに対しても違和感を持たざるを得ません。改めて廃止に至った経緯、議論の経過についてお知らせを願いたいと思っております。

次に、各種スポーツ大会の現状と課題についてですが、前段申し上げました今回廃止に至った市民スキー大会を初め市の主催または共催によりス

ポーツの大会が各種行われておりますが、それらの大会における現状と課題についてどのように認識をされているのか、あわせて各種スポーツ大会の開催、運営を含めた名寄市としての今後の生涯スポーツの振興の考え方と取り組みについて伺いをいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2は私から、3は教育部長からの答弁となります。

まず初めに、大項目1、名寄市の農業振興施策について、小項目1、国の新年度農業予算に対する考え方と今後の取り組みについて申し上げます。平成25年度農林水産省事業予算は、総額2兆2,976億円となっており、平成24年度は2兆1,727億円で、前年度比105.7%の予算額となっているところです。御質問をいただきました3つの事業について、その概要と考え方について申し上げます。強い農業づくり交付金につきましては、平成25年度予算額は244億円となっております。事業内容につきましては、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化など我が国農業の危機的状況を打破し、消費者、実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築が喫緊の課題となっており、これらの課題解決に向けた取り組みの推進に必要な共同施設の整備などに事業費の2分の1以内の支援となっております。予算額も増額されており、平成25年度においては道北なよろ農業協同組合が事業主体となるカボチャの選別機械の整備を現在申請しているところであり、次年度以降も各種の施設整備が予定されているほか、加工グループの施設建設も検討されております。

鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、平成25年度予算で95億円となっております。事業内容につきましては、野生鳥獣による被害の

深刻化、広域化に対応し、地域ぐるみでの被害防止活動や侵入防止柵の整備などの鳥獣被害防止対策を総合的に支援するもので、ソフト対策では1つ、鳥獣被害対策実施隊などによる地域ぐるみの被害防止活動、2つとして都道府県が実施する広域捕獲活動、3つとして鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲した鳥獣の食肉利用の研修などの事業並びにハード事業では1つ、捕獲した鳥獣を地域資源として活用するための処理、加工施設、2つとして焼却施設などの事業において2分の1以内の支援があり、名寄市でも活用しながら被害防止に取り組んできたところであります。事業活用の要件であります名寄市鳥獣被害防止計画は、平成24年度で第1次計画期間が終了することから、平成25年度からの第2次計画策定に向けて関係機関との協議を現在行っているところであります。

また、平成24年度補正予算では、鳥獣被害防止緊急捕獲対策129億円が措置されました。この事業は、野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対応するため、緊急捕獲活動や侵入防止柵などへの支援となっており、平成25年度から27年度の3年間の期間として野生鳥獣の捕獲目標を30万頭に設定して実施されるものであり、捕獲したものの頭数に応じた捕獲活動経費の支援が受けられることから、この事業を活用するために必要な緊急捕獲等計画の策定を名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会などの御意見を伺い、現在取り組んでいるところであります。

担い手対策では、人・農地問題解決推進事業として新規就農・経営継承総合支援事業は平成25年度予算額238億円となっております。事業内容については、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者、経営継承者に対して就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、年額150万円の給付金が交付されます。さらに、担い手への農地集積推進事業は、平成25年度予算額165億円が措置

されております。事業内容は、1つとして農地集積協力金は土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイアなどを契機として農地利用集積円滑化団体等を通じ、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合は、それに協力する者に対し面積に応じて30万円から70万円の協力金が交付されます。2つとして、規模拡大加算は、農地の受け手が農地利用集積円滑化団体を通じて面的集約するために利用権を取得した農地の面積に応じて10アール当たり2万円が交付されるものです。平成25年度においては、農地保有合理化事業における利用権設定においても対象の見込みであります。この事業要件でもあります名寄市人・農地プランにおいても地域での懇談会を開催しながら、見直す作業を行ってきたところであります。新規就農対策では、地域おこし協力隊の事業を活用し、広く募集を行ってまいりたいというふうに考えております。また、地域の農業を守っていくため、耕作放棄地を出さない取り組みを関係機関と連携して今後も進めてまいりたいというふうに考えております。いずれにしましても、今後も国の施策を有効に活用し、農業経営の安定化を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、小項目2、農業振興センターの機能拡充について申し上げます。農業振興センターにつきましては、農業の振興を図るため農業技術の改善、普及と農業情報を提供する拠点施設として平成3年度に設置されました。平成24年度においては、実証試験展示圃事業、新技術の各種試験展示については関係機関と連携し、各生産部会からの問題提起または名寄市農業振興対策協議会、振興センター部会での要望を検討し、取り組んできたところです。事業内容につきましては、例年公表されております名寄市農林業施策の概要にも記載されておりますが、水稻品種現地試験、直播栽培実証試験、初冬まき春小麦の品種決定試験、地域振興

作物でありますアスパラの新系統の品種比較試験、花卉生産組合との連携試験として有望品種の育種、新品種比較試験、カボチャ部会からの要望で施肥栽培法試験、透排水性改良材を活用しての土壤改良試験、医療用ひまわりの施肥栽培法試験、高設栽培試験による夏、秋イチゴ栽培技術試験、種苗の安定確保に向けたニンニク、高設イチゴ、花ユリ、サンダーソニアの有望品種の育種を目的とした組織培養技術の確立、さらには土づくり推進として土壤診断に基づく施肥法の改善など農家経営の向上に取り組んでおります。これまでの取り組みでは、振興作物の栽培試験とは別に新品種、新技術の各種試験展示栽培は3年から5年程度の試験で取り組み、過去においてはアスパラガス栽培法の実証試験、さらには大苗供給による養成期間の短縮、収益性の向上改善、さらに大根、露地ナガネギ、花ユリなどの品種比較試験による有望品種の確立、近年はスイートコーンの品種比較試験によりゴールドラッシュ、ピクニックコーンなどの選定に寄与しております。新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画では、農業振興センター機能を活用した新規就農者の研修受け入れなどについて研修生の要望も聞き取り、取り組むこととしております。今後とも関係機関を初め道北なよろ農業協同組合と連携を図り、品質の向上と生産コストの低減、農業所得の確保、向上を目指して取り組んでまいります。

次に、大項目2、名寄市食育推進計画について、小項目1、第1次計画の検証と評価について申し上げます。名寄市食育推進計画は、平成17年6月に食育基本法が国において制定され、食育推進計画が示され、北海道においても北海道食育推進計画が策定されたことから、名寄市民がより健康的な食習慣を身につけ、地域の食文化を大切に、健康の保持、増進を図るため、平成20年度から平成24年度までの5カ年の計画として策定しました。第1次計画の検証と評価については、健康、福祉、教育、経済、各分野ごとの庁内食育推進担

当部局によりこれまでの学校や各団体、地域における取り組み状況の把握を行い、第1次計画における効果と今後の課題について整理し、名寄市食育推進協議会において検証と評価についての検討をいただきました。食育の具体的な普及啓発やイベントなどを通じた実践では、各関係機関や団体、学校などで創意工夫され、行われており、それぞれの分野において各種の取り組みが実践されており、年々活発な取り組みを行っている団体も多い状況となっております。特に名寄市は、農畜産物の宝庫であり、新鮮で安全、安心な旬の野菜などすぐ手に入る環境にあることから、食育ファームなどでは生産体験や収穫を通し食の大切さを身をもって学んでおり、第1次計画における目標達成度については各関係機関の協力により、年々食育の取り組み状況はおおむね達成している状況となっております。

続いて、小項目2、第2次計画における取り組みについて申し上げます。第2次計画は、第1次計画の総括から、食育のさらなる推進を市民全体の力で強力に推し進めるべく具体的な行動計画を持って進めることとしております。第1次計画では、食育についてさまざまなイベントや各団体の取り組みを通して周知を行い、市民レベルの浸透を図ってきました。第2次計画においては、その食育を具体的に実践することを推進し、広く市民に取り組んでもらうこととしております。第2次計画の推進目標は、1つ、家族と一緒に食事を取りましょう。2つ、朝御飯は一日の活力の源、毎日しっかり食べましょう。3つ、お米が中心の日本型食生活を食卓に取り入れましょう。4つ、栄養バランスのよい食事で、自分の健康を見直しましょう。5、農業体験を通して、感謝の心と食の大切さを学びましょう。6、今が旬、名寄の新鮮な農畜産物を食べましょう。7、名寄は食材の宝庫、食に関する正しい情報、知識を身につけましょう。以上、7つの目標を設定して周知から実践を大きな柱として取り組んでまいります。計画の

概要は、今後名寄市のホームページにアップするほか、市内全戸にダイジェスト版を配布して周知を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目の3、生涯スポーツの振興につきまして答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、市民スキー大会についてお答えをいたします。市民スキー大会は、昭和54年に旧名寄市において第34回国民体育大会冬季大会スキー競技会、いわゆるまごころ国体が開催されることとあわせて、スキーが市技として指定をされ、13年前より開催をされてきた市民スキー大会にスキー市技指定記念を冠し開催をされてまいりました。平成18年の合併時に新市としてはスキーを市技として指定しないということとしたことによりまして、平成19年に第28回市民スキー大会と名称を改めて今日に至っているところであります。市民スキー大会は、昨年で33回の回数を重ねてまいりましたが、全道的にスキー離れが進む中、名寄市におきましても同様の状況となってきており、ピヤシリスキー場でも平成10年前後ではシーズン中10万人程度の入り込みが5年前では8万人弱、近年では6万人台にまで減少しております。市民スキー大会の参加者もここ5年ほどは延べのエントリー者が200人を切る状況となっております。参加者の拡大を目指しまして、これまで何度か競技内容の改善を行い、平成18年度にはアルペン競技とクロカン競技のタイムの計測方法の改善、平成20年度にはスノーボード競技などにオープン部の設置新設をいたしました。昨年度は、競技性をより薄くし、レクリエーション的な事業を多くするなど工夫をいたしました。昨年度は、実質的な参加者の増加にはつながらず、ここ2大会ではアルペン競技では参加者が50人前後、クロカン競技においては20人前後となっている状況でありました。教育委員会



といたしましては、市民スキー大会のあり方につきまして平成23年度の名寄市スポーツ振興審議会などに諮るなどして検討を重ねてまいりましたが、本年1月に名寄地方スキー連盟と名寄振興公社との実行委員会を開催をして、本年度の市民スキー大会の取り扱いについて検討した結果、本年度は市民スキー大会としては開催をせず、競技性のある事業につきましては今後スキー連盟等で検討をしていただくこととし、スキー普及と振興につながる事業につきましては名寄市振興公社がピヤシリスキー場で行う行事にあわせてできるものを検討するということとさせていただいたところであります。

なお、今回の市民スキー大会の終了につきましては、長年にわたり開催をしていた大会を終えるに当たって判断の決定時期と、加えまして皆さんへの周知が大変遅くなりました。市民の方々、また関係者の皆様に御迷惑をおかけしたことを深くおわびをしたいと思います。

次に、小項目2点目、各種スポーツ大会の現状と課題についてであります。各種スポーツ大会につきましては、例年教育委員会が主催をしている大会が3大会、共催、支援をしている大会が7大会、そのほか昨年度の天皇杯全日本スキー選手権大会のように隔年で開催されている大会、さらに名寄市体育協会が加盟団体へ助成している大会が24大会とさまざまな大会が開催をされております。人口の減少及び少子高齢化に伴いまして、総じて各大会の参加者数が減少傾向にあります。あわせて主催及び主管される競技団体の役員の高齢化や指導者の減少が進んでいる状況となっております。各種大会につきましては、回数を重ねることにより一定の役割を果たし終えたり、参加者の低迷などで開催方法や内容の見直しを検討する時期に至っている大会もございます。本年3月に開催をされました第31回の名寄ピヤシリ歩くスキー大会につきましては、競技団体の役員の方々の状況等にあわせて内容を大幅に見直してい

ただき、大会運営負担等の軽減化を図りながら開催をされまして、本年は100人ほどの参加者の増加を見るに至ったところであります。こうした事例も踏まえまして、市民の健康維持の振興を図り、参加者の目的意識を高め、大会の開催意義は尊重しつつ、同時に今後は事業の見直しも必要なものと考えているところであります。

次に、小項目3点目、今後のスポーツのあり方と取り組みについてでございます。今後のスポーツ振興につきましては、本年度名寄市スポーツ推進審議会委員と名寄市スポーツ推進委員で専門部会を設置していただいて取り組まれた名寄市民のスポーツ環境とスポーツ意識調査におきまして、スポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さが指摘をされております。同じく本年度は、社会教育委員会委員の会から答申を受け策定をいたしました第2次社会教育中期計画において生涯スポーツの振興としてスポーツ施設の整備とスポーツ団体や指導者の育成、各種スポーツ教室や大会の支援などスポーツ振興事業の推進を図るものとしていただいております。新年度の具体的な取り組みといたしましては、スポーツ施設や施設改修として市営球場のグラウンド及びバックスクリーンの整備やスポーツセンタートレーニング機器の更新などスポーツ環境の整備に努めます。また、本年度60回の記念大会として実施をいたしましたなよろ憲法記念ロードレースにつきましては、市内外から多くの参加をいただけるよう申し込みやタイム計測方法の改善を加えて、ハーフ部門を新設するなどして参加者の距離の選択をふやすなど実施内容を改めます。今後におきましても引き続き各事業の推進を図るとともに、体育協会や地域スポーツクラブなどと連携をしながら、スポーツの普及振興に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいた

だきましてありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

今回順序を逆から行きたいと思います。生涯スポーツの振興についてということで、教育部長のほうから御答弁いただきました。市民スキー大会に関して、このことに関しては私も以前決算委員会等で大会のあり方について検討をされてはというような発言もさせていただきましたし、数年前からも複数の先輩議員からもそういった同様の質問があったのかなと理解はしております。御質問申し上げましたけれども、私は何でもかんでもこれはいいことだから行政がさあ、やりなさいというつもりは全くないのです。ただ、今回のことで私が一番気になるのは、やはり教育委員会の中でスキーということに対して本当に真剣に議論をしてきたのかということなのです。市技の指定は合併でなくなったとしても、やはり雪質日本一のまちを象徴するスポーツと位置づけて取り組んできたとは私は思っていますし、市民スキー大会の参加者が年々減少してきているという状況は、それは承知していますし、ただ名寄、このまちにとってのスキーというスポーツをどうしていくのかと。そうした本質的な議論がなされてきたのかと。そこがやはりどうも見えてこないというのが本当に一番気がかりなことでありました。本当に急な廃止で、私もいろいろとスキーに関して御質問しておきながら、実は今まで大会には参加したことがなかったものですから、これは偉そうに言えた義理ではないなとちょっと反省をしまして、ことしは出場しようと思ひまして、ただスキー場で聞いたら、1月の末だったと思います。日程がまだ何も連絡が来ていないと。おかしいなと思って、2月に入ってまたスキー場に行って改めて聞いてもまだわからないと。まさかと思っていたら、あの報道です。言い方は、本当に申しわけありません。悪いかもしれませんが、やはりなし崩し的に廃止ということになってしまったのではないかと、こう受け取らざるを得ないのかなと思っています。

もう少しきちんとした形で廃止、仮に同じ廃止するにしてももう少しきちんとした形がやはり必要ではなかったのかなと。こうこうこういう事情で、やむを得ず今年度で廃止となってしまうけれども、次年度からはそれにかわってこういうことをやってスキーの振興を図っていきますというような形は少なくともとるべきではなかったのかなと思っています。

1点ちょっと確認なのですが、スキー大会に関して新年度、25年度の予算説明書には大会経費昨年同様計上されていると思うのですが、そのことに関してどういう。廃止になったのにスキー大会の84万円が計上されていたので、ちょっとそのことについて教えていただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、議員から御指摘いただきました今回の終了の判断につきまして、連盟、それから振興公社等へのお話が1月になったというのが最大まずい点であったかなと思っています。少なくともスキー連盟の年次大会が開かれる昨年の11月ぐらいの段階できちんとしたお話をさせていただけばよかったのだなと思っている点、反省点でございます。

来年度の部分につきまして、答弁でもお話しさせていただいたとおり、スキー大会としての開催については本年度をもって終了という判断をさせていただいたところでもありますけれども、スキーの振興を図るという部分も含めまして、来年度の部分につきましては予算については議員御指摘のとおり、そのまま額を計上させていただいております。これにつきましては、今後行政主導の大会は終了いたしましたけれども、体育協会に加盟している競技団体のスキー連盟において、1つは競技性の高い、主にアルペンスキーを中心とした大会の来年度の開催について検討していただきたいと思います。委員会としては、それに対するの支援を行いたいと考えております。また、もう一つは、スキー場を利用させていただくと。ゲレ

ンデで子供たちがにぎわうという観点から、1つには本年行いましたピヤシリスキー場でのテクニカルコンテストの開催、それから3月16日、一昨日でありますけれども、振興公社がシーズン5回行っておりますスキーこどもの日にあわせて、今回大会を開催しないということで、名寄市民スキーの日というのを開設させていただきました。これにつきましては、お子様はもちろん無料ですけれども、保護者等につきましても市民の方は無料ということで、実績では1日で110の方が御利用をいただいたところであります。特にこの中でも30代、40代の方の利用が70人超えましたので、多分お子さんを連れてきて一緒にリフトに乗ってスキーを楽しんだという方がふえたという部分では、こういった親子のスキー利用を含めた部分の実施状況を見ながら、スキー振興を図っていきたくと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 25年度の大会経費というのは、そういう意味合いでよろしいのですね。

今競技性の高いものはスキー連盟さんにと。また、振興公社においてはことしスキーテクニカルコンテストという催しもありましたけれども、来年度からということではなくて、できれば今年度せつかくスキー場の40周年記念でああいった行事が開催されるということが早い段階でわかっていたわけですから、やはりそことどう一緒にくっついて、何も本当に私は市民スキー大会がああいう形で廃止されたとどんと報道されなくてもよかったのではないかなと。形を変えて、スキー場でスキーを含めた冬のスポーツのイベントが行われているという形がやっぱり望ましかったなと思います。御説明はある程度理解はしますけれども、部長のほうからもお話ありましたけれども、改めて庁内でこの名寄市においてスキーというスポーツの位置づけというものをしっかりと認識してもらわないと、どのスポーツにおいてもというか、

スキーに限らず今後そういったことも懸念されるのではないかなと思いますので、次年度以降それぞれのスキー連盟さん、振興公社さんに物事を振るということではなくて、やはり本当にスキー場、スキーを通じたそういった市民が楽しめるような行事づくりというか、イベントにしていっていただくように、改めて次年度以降検討していただきたいと思います。そのあたり改めて御答弁いただけますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 御指摘のように、委員会内部、また名寄市全体として、市技そのものは外れましたけれども、名寄市は雪質日本一を持つピヤシリスキー場を抱えるまち、まさに地域資源が冬のスポーツ振興に向いているというところでもありますので、きちっと議論をしていきたいと考えております。

また、スキーの部分につきましては、条件さえそろえばスキーをしたいという市民の気持ち、大会参加者は決して多くない現状がありますけれども、各種スキーの教室であるとか、いわゆる資格を取るバジテストなんかの参加者については相当な伸びもあるということを聞いておりますので、名寄市民にあってはスキーそのものが離れているとは考えてもおりませんので、その辺も含めまして協議をしていきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今部長からもお話ありましたけれども、今回の市民スキー大会の終了につきましては、終了の決定時期及び周知等については大変遅くなりました。そんなことで多分に誤解を招いたことと思いますし、市民の皆さん、関係者の皆さんに大変御迷惑をおかけしましたことを心からおわびを申し上げたいと思います。

また、雪質日本一の名寄にとってスキーを含めウインタースポーツは大変重要なものであるという認識はしておりますので、今後もそのことを十

分考えて適切な対応をとらせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひそういった形でよろしくお願ひしたいと思います。何かことしは、スキー場で若い人が中心に企画して、九度山祭というようなイベントも行われたようです。関心は、本当に先ほど部長のお話にもありましたけれども、バジテストに臨む子供たちの数なんかは実際減っていないわけです。そうった関心は、逆に高まってきている部分もあると思いますので、やはりそこをうまく利用するという言い方はおかしいのかもしれないけれども、うまく一緒にやれることはやっぱり一緒にやって、いいイベントというか、いい冬のスキーも含めたイベントをつくっていただきたいと思います。

関連して、済みません。各種スポーツイベントに関して名寄一下川駅伝について1つ伺っておきたいと思います。これも先般新聞報道されたわけですが、廃止されるということで報道がありました。立て続けにこういうことがあると、申しわけありませんが、本当に次はどの大会が廃止されるのだとか、何でもやめて済まそうとしているのではないとか、実際市民の声として当然出てくるわけです。正直私もそう感じざるを得ない部分はあるのですけれども、この駅伝に関しては理由はスタッフ不足が主な理由ということでありますけれども、これもあらゆる手を尽くしての結果なのではないでしょうか。話の中には、名寄と下川それぞれ教育委員会で認識が違ふというような話もあるようですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名下駅伝につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど各種スポーツ大会の現状と課題の中にもお答えさせていただきましたけれども、教育委員会が主に主催もしくは主管をする大会の中の3つ

の大会の中に名下駅伝等も入っております。市民スキー大会につきましては、今議論の中で終了の判断をさせていただきました。また、答弁の中でもお答えさせていただきましたけれども、憲法マラソンにつきましては大会内容を改善して、よりよい、たくさんの方が来ていただくようにということで改良、改善を加えているところでございます。

また、もう一つ、今御質問のありました本年40回を数えました本年度名寄一下川間往復駅伝競走につきましては、これまでも競技のあり方につきまして主催者である名寄市と下川町の両教育委員会で検討を重ねてきた経過がございます。最終的には、議員がおっしゃったように大会役員及び主管をいただく道北陸上競技会名寄支部のタイム計測等を担う役員等の充足が賄い切れずに、本年度で終了させていただくという判断をさせていただきました。これが最大の理由であります。副次的に言えばまだ何点かの理由がございます。1つは、大会そのものについて、数年前よりハーフ部門を設置をさせていただいたのですけれども、フルの部門が減少する中でハーフ部門が少しずつふえる傾向ではあります。フルマラソンの部分での駅伝というのが今回駅伝の競技の趣旨からいって一番の部分でございますので、その部分について若干検討の時期が来ているのかなということ、また参加対象の中で中学生、それから女子の部門につきましてずっと1桁、5チーム内の参加が低迷になっているということもございます。また、もう一つは、当然国道を走行する競技大会のため、毎年所管する警察署のほうからは交通安全と、それから事故防止対策として交差点等での警備員等の配置の強化を求められているという部分がございます。こうした中、近年主催者である両教育委員会においても競技スタッフとか、ボランティアスタッフの確保が困難になってきているという、こういった複合的な理由から、今後の継続開催するのが難しいと判断をして、終了させてい

ただ判断をさせていただいたところでございます。

マラソンの振興につきましては、憲法マラソン、それからもう一つは、夏に有森裕子さんがゲストランナーで来られるひまわりリレーランという大会は実行委員会形式で開催を今予定をされています。ジョギング、マラソン人口の拡大という部分では、このリレーランにつきましてはお一人2キロのコースをタイム申告制、つまり競技性を余り持たせずにタイム申告制で4人のチームでリレーをするという、少し駅伝に準じた方法の開催を予定しておりますので、こういった部門での底辺拡大等が図られればいいかなとも考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今有森裕子さんのひまわりリレーランのお話が出ましたけれども、それはそれとして、私かえって有森さんとの名寄市としての御縁ができたからこそ、やはりなおさらこの大会継続していく価値があるのではないかなと思っているのです。例えば参加チーム自体は減っていないですよ。ですから、まだそういう有森さんを通じて陸上をやる方が例えばふえるですとか、子供たちの、女子のチームがほとんどないとおっしゃっていましたが、子供たちのチームもふえてくる可能性もあるかもしれない。私はそういう逆の考えというか、有森さんとの御縁ができたから、何としてでもと言ったらおかしいのかもしれない。やっぱりいろいろ手を尽くして続いていくように検討すべきではないのかなと思います。いずれにしても、一度完全にやめてしまうとやはり再開というのは困難になってくると思いますので、私は今後廃止ということではなくて、スタッフ確保の問題ですとか、いろいろとそれぞれの教育委員会が何か認識も違った部分も見聞きしている中ではあるのかなというところもありますので、ちょっと時間をかけて、例えば25年度は休止するけれども、次年度の開催に向けて何とか検討していくというような形でないと、参加者、

また市民の方からの理解も得づらいのかなと思いますけれども、そのあたりの考えを最後に1つだけ。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄一下川間駅伝競走の関係は、名寄市の主催ということで、最終的には私が判断したという経過もあって、今回の判断に関しては私の責任もあります。先ほど来十分な説明が市民になかったのではないかと、あるいは継続のための努力をどこまでしたのかということ、お言葉真摯に受けとめさせていただきたいと思いません。決してマラソン大会だとか、スキーもそうですけれども、名寄市にとって大切なスポーツ振興だと思っていますし、これからもそのスポーツ振興のために力を注ぎたいという気持ちは変わりません。しかし、マンパワーの問題等もあって、できるだけ形を変えて見直すものは見直していかなければならないということも事実なのだろうというふうに思っています。その中で今回陸上部門に関しては、1つやめますけれども、新たに1つ、夏場に駅伝競走、新たに新設するということが、この間市民の皆さん、きょう傍聴に来ていらっしゃる方もいらっしゃいますが、多くの御意見もいただきました。そのことも含めて、今先ほどありましたけれども、陸上競技協会だとか、それぞれの組織の皆さんと改めてこれらきょう議員からもいただいた意見をしっかりと検討させていただいて、新しい事業もやるので、その底辺の拡大も含めてこの1年間議論させていただいて、次年度以降にどんな仕掛けをしていくのかということもまた改めてここで結論を出していきたいというふうに、私が言っているのかわかりませんが、教育委員会ともよく協議をして進めていきたいというふうに思います。教育という観点のみならず、たくさんの方がひょっとしたらこの地に訪れていただけるということも含めると、いろんな意味での地域振興にもつながるというふうにも思いますので、総合的な観点からまた検討させて

いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういうことでよろしく願いいたします。

すっかり時間がなくなってしまうと、農業の関係、もう2分しかありませんが、新年度予算に関しては理解しました。JAのほうからもカボチャの施設の関係、要望が来ているということで、また加工グループの施設なんかも予定されているということで、いずれにしても国の事業、幾つか新たな事業もあるようですから、改めて内容ですとか調査研究していただきまして、的確にやはり情報発信をお願いしておきたいと思います。

振興センターについても理解させていただきませう。1つだけ確認させてください。お答えの中にもありましたが、昨年地元企業から出る石炭灰の疎水材としての実証試験をやっていたかと思いません。その効果についてどのように把握されていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今山田議員からの再質問で、地元企業から出る炭殻の部分の土壌改良材としての検討、2課題に絞って実施してまいりました。1つ目は畑作物の、既存畑ですけれども、その暗渠疎水材としての活用、2点目には土壌改良材としての可能性、透排水性改良材としての活用ということで、2点に分けて実証試験を取り組んでまいりました。1点目の暗渠疎水材としての活用については、振興センター内の既存畑約10アールに45メートルの暗渠管2本を暗渠施工して実施してまいりました。既存の疎水材、ピリ砂利ですけれども、これにかえて暗渠坑内に炭殻を活用し、長期間にわたり同様の効果が得られるかどうかを検討する内容となっております。試験結果につきましては、数年後に土壌における炭殻の変化を含め、経過観察による疎水性の確認が必要なため、今のところ公表できるものとはな

っておりませんので、1点目については御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の土壌改良材としての可能性ですけれども、これについては振興センター圃場の特性である重粘土土壌における土壌改良材として炭殻の施用区と無施用区を設けて、大豆などを栽培をして収量調査等を行ってまいりました。結果的には、炭殻自体はpHが非常に高いもので、塩素置換容量も非常に低い状態の物質で、肥料分の保持力が低い性質であるというふうに思います。圃場に厚さにして約4センチ程度をまぜて土壌診断後、昨年は大豆をまいて栽培試験を行いました。その結果、たまたま6月が降雨が少なかったのと7月の中旬以降もまた雨が少なかったということで、圃場の水分不足、それから炭殻の疎水効果によりまして乾燥状態になったということで、生育不良のはね品が多く収穫されたという結果になりました。今後については、炭殻の施用量とそれに見合う施肥量、通常の栽培様式による効果の検討、炭殻の経年効果、土壌改良コスト等の検討が必要と考えておりまして、次年度以降の課題としたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 佐々木 寿